

令和 5 年

# 富岡町議会会議録

第 6 回 定例会

12月13日開会～12月14日閉会

富岡町議会

## 令和5年第6回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 12月13日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	14
遠藤一善君	14
渡辺三男君	26
佐藤教宏君	38
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	52
○散会の宣告	61
散 会 (午後 2時42分)	61

### 第2日 12月14日(木曜日)

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	65
○出席議員	66
○欠席議員	66
○説明のため出席した者	67

○事務局職員出席者 .....	6 7
開    議    （午前 9時00分） .....	6 8
○開議の宣告 .....	6 8
○議事日程の報告 .....	6 8
○会議録署名議員の指名 .....	6 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	6 8
○追加議案の提案理由の説明 .....	9 0
○日程の追加 .....	9 0
○議案の一括上程 .....	9 1
○提案理由の説明 .....	9 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	9 1
○委員会報告 .....	1 0 1
○動議の提出 .....	1 0 5
○閉会の宣告 .....	1 0 5
閉    会    （午後 零時02分） .....	1 0 6

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和5年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和5年12月13日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、総務文教常任委員会行政視察報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 動産の取得について
- 議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第3号)
- 議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 動産の取得について
- 議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、総務文教常任委員会行政視察報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 9 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 0 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 1 号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 2 号 動産の取得について  
議案第 5 3 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 3 号）  
議案第 5 4 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 5 5 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 5 6 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 5 7 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 4 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 6 号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 7 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 8 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 9 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 0 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 1 号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 2 号 動産の取得について

---

○出席議員（10名）

1 番	堀 本 典 明 君	2 番	佐 藤 教 宏 君
3 番	佐 藤 啓 憲 君	4 番	渡 辺 正 道 君
5 番	高 野 匠 美 君	6 番	遠 藤 一 善 君
7 番	安 藤 正 純 君	8 番	宇 佐 神 幸 一 君
9 番	渡 辺 三 男 君	10 番	高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町 長 山 本 育 男 君

副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事	兼 事務局 局長	小林元一
議庶	事務局 主任	高橋優斗

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（高橋 実君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（高橋 実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から15日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和5年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の92ページから95ページまでに添付しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

最後に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきます、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの3日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

5監第15号、令和5年12月13日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和5年8月、9月、10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和5年9月22日・10月20日・11月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙については記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第32号、令和5年12月13日、富

岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和5年12月8日午前8時45分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。条例の一部改正案件7件、動産の取得案件1件、補正予算案件5件、合計13件。(2)12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月13日から15日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。

(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提案のあった陳情3件について、議会事務局長より説明を受けた。③議員派遣報告について、議員派遣報告について議会事務局長より説明を受けた。④その他。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第33号、令和5年12月13日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第216号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第216号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は記載のとおりになっております。後ほどお読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第216号の編集について。とみおか議会だより第216号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、令和5年度富岡町敬老会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、本年9月に開所した富岡町サテライトオフィス「とみおかワーキングベース」の管理運営者として就任されたパシュート・マックス・アリ

一様より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第216号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第216号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第34号、令和5年12月13日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年8月・9月・10月分）について、2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、

デブリ取り出しの際の機器や設備に対する質疑や、発電所構内において発生した事故に関して原因の究明と今後の対策、改めて教育・訓練等を徹底してもらいたい旨の要望が出された。(2) その他。委員から、第5次追補の賠償について請求漏れ解消のための対策や請求者への負担軽減のための手続等を周知・徹底してもらいたい旨の要望が出された。3、その他。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、総務文教常任委員会において視察研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君） 改めまして、おはようございます。報告第37号、令和5年12月13日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。行政視察研修報告書。本委員会は、付託された事件について行政視察研修を実施したので、報告いたします。

総務文教常任委員会行政視察研修報告書。1、目的。当町は、2011年の東日本大震災による原発事故により全町避難を余儀なくされた。12年を経過し一部避難指示が解除されてもなお、町内に居住し

ている町民は少なく、難しい町政運営を強いられている。今後、東京電力（株）福島第二原子力発電所の廃炉措置が実施されることで、電源立地地域に交付される交付金も減額される現状を鑑みると、今まで以上にコスト意識を高め、最少の経費で最大の効果を生む事業展開をしなければならない。そこで、官民連携を基本とし、移住、定住に向けた魅力ある町づくりを目指している、埼玉県杉戸町及び茨城県境町を視察することで、官民がどのような方法で連携し、どのような成果が上げられたのかを学ぶことで今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。令和5年10月5日（木）から6日（金）までの2日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、令和5年10月5日（木）から6日（金）、場所、埼玉県杉戸町、茨城県境町（株式会社さかいまちづくり公社）、内容、①埼玉県杉戸町、民間主導のリノベーションまちづくりについて、②茨城県境町、ふるさと納税への取組について、子育て支援策について、移住、定住に係るPFI住宅事業について、保育園、小中学校における先進英語教育について。

4、参加者。4名。遠藤一善委員長、佐藤教宏副委員長、高野匠美委員、高橋実委員。

5、所見。初日に訪れた埼玉県杉戸町は、面積30.03平方キロメートル、人口約4万4,000人の町で、平成22年には本町と友好都市として協定を締結。原子力発電所事故による避難の際には、いち早くバスを手配し、避難町民を受け入れてくれた自治体の一つである。杉戸町は、本町の約4倍の人口があるが、駅前周辺の町づくりを進めていく上で、現状の課題は、人とお金が町外に流出しており、その結果、町が衰退しているという。そこで、官民連携を基本とした民間主導による公共資産や遊休不動産の活用をすることで低廉かつ良質なサービスを提供することで、持続可能な魅力ある町を目指していた。町内外から起業意欲のある受講生を集め、空き家や空き店舗をカフェや交流スペースなどに活用し、エリアの価値を上げることを目的としたリノベーションスクールの実施や、地域魅力の低下につながっている古い公共施設を統廃合し、民間主導で新しい公共空間をつくることで多世代が憩える場所をつくり出すなど、民間遊休不動産や公共空間に大きな価値を生み出し、町の魅力を高めることで地域課題を解決しようとしていた。2日目に訪れた茨城県境町は、面積46.59平方キロメートル、人口約2万4,000人の町である。町の財政が非常に厳しい状態であったことから、コスト削減はもちろんのこと、収入を増やすため、ふるさと納税獲得や子育て世帯の移住、定住施策を進めていた。その中でも、ふるさと納税事業に力を入れており、外貨を得るために、町としては営利を目的とした事業はできないことから、まちづくり会社を設立し、ふるさと納税事業を核とした外貨獲得のためのビジネスを推進。商品開発など様々なプロフェッショナルを招聘し、次々に魅力ある返礼品の開発をすることで多額のふるさと納税を得ることができている。また、子育て支援においても、民間資金を活用したPFI事業による子育て世帯や新婚世帯のための定住促進住宅の確保やグローバルスクールと称し、全ての子供が英語を話せる町を目指し、外国人講師を多く確保し幼少期からの英語学習を進めるなど、子育て世帯にとって魅力ある町づくりを進めていた。両町を視察して、本町としても町税や交付金の減少が見込まれる中、民間との連携は必要不可欠であり、先進地の取組を調査研究し、本町

の課題を解決できる事業を見だし取り入れることで、魅力ある町づくりへの近道になるのではないかと考える。

以上、総務文教常任委員会行政視察研修所見とする。

○議長（高橋 実君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。令和5年第6回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

11月19日に開催された第35回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会に出場した我が富岡町チームは、中学生から社会人まで16名の選手が果敢な走りで精いっぱい力を発揮し、世代を超えて懸命にたすきをつないだ結果、昨年を上回る総合47位の成績で、見事敢闘賞を受賞しました。富岡町の代表として、ふるさと富岡町への思いと誇りを胸に、一丸となって疾走する選手の姿は、各地に避難を続ける町民を励まし、勇気づけるものであり、大いに選手の皆さんの健闘をたたえたいと思います。また、選手をサポートしていただいた皆さんや沿道などで応援していただいた皆さんにも深く感謝を申し上げます。

今年度も残すところ4か月足らずとなりましたが、現在実施している各種事務事業につきましては、所期の目標に向けて、おおむね予定どおりの進捗を見ております。年度末に向けて、引き続き進捗管理を図りつつ、適正に事務事業を遂行してまいります。

それでは、9月定例会以降の町政についてご報告いたします。

初めに、小良ヶ浜地区、深谷地区の復興に向けた取組について申し上げます。小良ヶ浜地区、深谷地区内の墓地や集会所及びそれらへのアクセス道路である点・線拠点につきましては、11月30日午前

9時に避難指示の解除がなされました。長年の重要課題でありました両地区の復興再生に向けた第一歩がようやく踏み出せたと感じており、これらを突破口として、町が真に目指す町内全域の避難指示解除に向けた取組を推し進めていきたいと考えております。なお、解除に当たって危惧される地区内の防犯につきましては、双葉警察署や富岡消防署、富岡町消防団をはじめ、各関係機関と連携を図り、ご協力をいただきながら、防犯・防火パトロールを強化し、住民の皆様の不安解消に努めてまいります。また、両地区の帰還、居住に向けては、内閣府と合同で実施した地域の皆様への帰還意向調査の結果に基づき、特定帰還居住区域制度に照らし合わせて、区域設定をはじめとする富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の作成作業を進めております。町といたしましては、両地区の意見交換会などを通して、多くの地域住民の皆様から帰還に向けた切実な声をお聞きしておりますので、来年度のなるべく早い時期に除染に着手できるよう、調整を進めてまいります。また、帰還困難区域内の町道小良ヶ浜線等につきましては、安全な通過交通を確保するため、路面のわだち修繕等を目的とした舗装復旧工事を実施するとともに、農業集落排水事業における下水道の復旧につきましては、現地調査を実施しております。令和6年度当初予算に管路復旧工事費の予算計上を予定しており、早期の避難指示解除に向けたインフラの復旧整備に努めてまいります。

次に、富岡町災害復興計画について申し上げます。富岡町災害復興計画（第二次）の計画期間が来年度末に終期を迎えることから、令和7年度からの10年間を計画期間とし、本町復興への新たな羅針盤となる富岡町災害復興計画（第三次）の策定に向け、公募による町民の方々や二次計画策定時の検討委員の方々、学識経験者及び外部アドバイザーの方々、並びに町職員など合計40名で構成する検討委員会を11月21日に開催いたしました。今後は、令和6年1月と2月にも同委員会を開催し、今年度中に基本理念やおおむね10年先を見据えた目指すべき町の姿、将来像の実現に向けた取組方針について、骨子案の作成を目指してまいります。

次に、リフレ富岡跡地の利活用について申し上げます。本年4月に避難指示が解除された旧復興再生拠点区域の夜の森地区に、生活と地域振興の中核拠点となる買物環境を備え、住民の憩いと交流の場となる温浴施設を複合的に整備することを方針として、検討を重ねております。現在は施設整備に向けた基本計画（案）の準備として、歩いていける店舗と良質な源泉を活用した温浴施設を想定し、施設のコンセプトや施設規模に関わる施設運営面の学習、施設整備に関する意見整理等を実施中であり、今後の予定といたしましては、本年度中に基本計画（案）を作成し、来年度には町が実現したい業務の要求レベルを明確にするための業務要求水準書（案）や基本設計等に着手する考えでありますので、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

次に、産業団地の整備について申し上げます。帰還と移住、定住を促進する働く場を確保するとともに、双葉地域全体の復興を力強く牽引する企業進出のための環境整備として、町内2か所目となる（仮称）富岡第二産業団地の整備を計画しております。新たな産業団地が小良ヶ浜地区、深谷地区全域の避難指示解除と再生につながる端緒となるよう、関係機関との調整を図るとともに、整備に当た

っては地権者の意見を尊重して事業を進めてまいります。整備箇所及び整備範囲につきましては、令和5年4月の避難指示解除区域のうち、国道6号線東側の小良ヶ浜地区、面積17ヘクタール程度を想定しております。これまで、(仮称)富岡第二産業団地に関わる基本計画や不動産鑑定、測量調査などに着手するとともに、これまでの経験を生かし、新たな企業誘致に取り組む企業誘致戦略の検討を進めております。

次に、ALPS処理水の放出について申し上げます。本年8月に放出が始まったALPS処理水の放出につきましては、第1回放出が8月24日から9月11日まで、第2回放出が10月5日から23日まで、第3回放出が11月2日から20日まで、それぞれ実施されました。東京電力をはじめ国や県等において行っている海域のモニタリング調査においては、検出された値は国の基準を大きく下回っており、現在のところ有意な変動は見られず、大きな問題は確認されておりません。今年度は第4回までの放出が予定されており、来年度以降の放出計画は年度末に公表される予定であるとのことです。処理水の放出は今後も長期にわたって実施されるものであり、それだけに慣れから生じる人為的なミスは決して許されず、引き続き緊張感を持って実施されるよう、町といたしましても注視してまいります。

次に、選挙について申し上げます。11月12日の投開票で告示されました福島県議会議員一般選挙につきましては、双葉郡選挙区において立候補者が定数と同数であったことから、無投票となりました。当選されたお二人には、未来志向で双葉地域の復興、再生にご尽力くださるよう、さらなるご活躍をご期待申し上げます。また、過日の町選挙管理委員会において、来年3月24日の投開票で富岡町議会議員一般選挙を執行することに決しました。2月7日の立候補予定者説明会をはじめ、適正な選挙の実施に向け、遺漏がないようしっかりと準備を進めてまいります。

次に、イベント関係について申し上げます。10月14日に開催されたとみおか・いわきふれあいフェスタ2023には、富岡町民に加え、多くのいわき市民の皆さんにご来場いただきました。今年の作品展には、復興公営住宅やコミュニティー等支援施設のサークルで活動されている他市町村の方々からも多くの作品を出展していただき、新たなコミュニティーの場として昨年以上のにぎわいとなりました。

10月15日には、富岡ふれあいドームにおいて、令和5年度秋季消防団検閲式が挙行されました。当日は消防団員68名が参加し、東日本大震災で犠牲になられた方々に黙祷をささげた後、通常点検や分列行進などを行い、災害や火災から地域を守る誓いを新たにいたしました。

11月11日には、富岡町の秋の風物詩えびす講市が13年ぶりに中央商店街で開催され、様々な出店やステージイベントに訪れた約600人の来場客で、会場はたくさんの笑顔にあふれていました。同日には、第37回福祉まつりが富岡町総合福祉センターで、富岡わんぱくパーク秋祭りが富岡町地域交流館わんぱくパークでそれぞれ同時開催されました。福祉まつりは、町民作品展を中心に、子供も楽しめる昔懐かしい縁日や医療支援団体による健康チェック、認知症への理解促進を目的とした町包括支援センターによるとまり木カフェを催し、子供からお年寄りまで幅広い層にお楽しみいただけましたものと感じております。また、富岡わんぱくパーク秋祭りは、子育て世帯を対象として、町内外から約400人

が参加され、施設の東側芝生エリアを利用して、ミニSLやヨーヨー釣りなどのイベントを開催し、地域のにぎわいと子育て世帯への交流の場を提供する有意義な機会となりました。これまで新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、様々なイベント等の自粛を余儀なくされる状況が続いておりましたが、本年5月に法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、今後は感染症対策を徹底しつつ、交流人口の増加や町のにぎわいを取り戻すためにも、このようなイベントの開催を継続し、町のにぎわいにつなげてまいりたいと考えております。

次に、今定例会には、条例の一部改正案件7件、動産の取得案件1件、令和5年度富岡町一般会計歳入歳出補正予算など補正予算案件5件の計13件の議案を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時38分）

---

再 開 （午前 9時40分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

#### ○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。従来であれば質問者の提出案件に関連した部分の質疑応答なのですが、今町長のほうで、3人が今回一般質問している内容が当てはまるものですので、少々ずれても私許可出します。答弁もできると判断しますので、執行部もそのつもりでよろしくお願ひします。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいまより議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大きな1番、夜の森地区の交流拠点整備についてであります。（1）といたしまして、本年4月に避難指示が解除されました夜の森地区であります。避難指示が解除されて数か月たっておりますが、住民が集い楽しく暮らすための施設が何もない状況であります。町内でも優良な住宅地を有するこの夜の森地区のこれからの再生、発展を考えていくとき、住民交流拠点施設の整備が急務と考えておりますが、住民交流拠点に対する町の方針はいかがなものかご質問いたします。

続きまして、大きな2番、観光説明看板の設置についてであります。町内には、映画やテレビドラマ等の撮影地や桜並木など、すばらしい観光資源が点在しております。しかしながら、そのポイントとなったところの説明、そして長くある桜並木についても、桜並木の由来や説明など、それらの場所を示す説明看板等がない状況であります。富岡町内、目標となる建物がほとんどなくなっておりまして、道路があるだけであります。もともと交差点の名称もできていないという中で、どこに行く去何があって、ここに行くにはどうすればいいのかということもなかなか分からない状態になっております。そんな中、町外から訪れる人が分かりやすく町内巡りを楽しむことにより、観光交流の人口の拡大を目指すべきと考えております。ポイントとなるものをつくって、そこを目安に町内を循環すると考えていくべきだと考えておりますが、町の考えはということの、以上大きな2点についてよろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、夜の森地区の交流拠点整備について。(1)、本年4月に避難指示が解除された夜の森地区には、住民が集い楽しく暮らすための施設が何もない状況です。町内でも優良な住宅地を有するこの地区の再生発展を考えると、住民交流拠点施設の整備が急務と考えるが、町の方針はについてお答えいたします。町は、本年4月の避難指示解除を実現した夜の森地区を中心とする地区の復興、再生、発展を目指すため、特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランを令和2年にお示しし、避難指示解除までに執り行うことや、それ以降の継続的な取組を順序立て、着実な環境整備に努めております。町としては、当該地区の再生、発展に向け、暮らしの再生、新たなにぎわいづくり、健康づくりの3つの観点を重点的に取り組むこととしており、それらの全てに大きく関わる住民交流拠点施設の必要性を十分に認識しております。住民交流の要となり得るリフレ富岡跡地の利活用については、健康づくりに限ることなく、買物環境の確保をはじめ、にぎわいづくりを含む広い意味合いを持った施設を中核拠点として整備することを重点施策に掲げ、検討の最加速化を図っております。また、施設整備とともに、隣接する夜の森公園やつつみ公園、地域の集会所や運動場等の各施設を有機的に結びつける様々な催しを組み立てることが、暮らしに楽しみが加わり、町内の生活満足度が高まるものと考えております。町といたしましては、本格復興のスタートラインに立てた当該地区の発展に向け、先々を見据えつつ、あらゆる角度からの検討を進め、この地域に必要な施設の整備とともに、桜まつりに代表される各種イベントの開催等の住民交流の活性化に資する取組を進めてまいります。

次に、2、観光説明看板について。(1)、町内には、映画やテレビドラマ等の撮影地や桜並木など、すばらしい観光資源が点在しているが、それらへの場所を示す説明看板がない状況です。町外から訪れる人々が分かりやすく町内巡りを楽しむことにより、観光交流人口の拡大を目指すべきと考えるが、

町の考えはについてお答えいたします。本町における案内看板については、放射線量率の低減化に伴った施設等の解体が進む一方で、復興に向けた新たな施設が整備されるなど、目まぐるしく変化する町の状況をお伝えできていないのが現状であり、観光資源を有効的に活用する観光案内看板についても同様であります。このことは、新たな生活の場として本町を選択した皆様や初めて訪れる皆様に町の情報が正しく届けることができない状態にあり、帰還や移住、定住を促進する上でも取り組まなければならないものと考えております。このため町は、町内に点在する案内看板の状態を再確認するとともに、その要否に関する検討に着手いたしました。ご提案の観光資源を有効活用した案内看板の設置につきましては、観光交流人口の拡大を目指す上では大変有効であると考えますが、設置に至るまでには諸条件が数多くあると認識しております。町といたしましては、これまでの物心両面にご支援、ご協力をいただいた皆様方へのご恩返しは町の復興状況を広くお示しすることと考えておりますので、移り行く町の姿や震災から立ち上がる姿に加え、観光資源の積極的な発信に向けて、案内看板の設置の検討を鋭意進めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。まず、夜の森の交流拠点整備についてですけども、今町長から答弁のあったものは、令和2年度につくったアクションプランの中で進めていくということなのですけども、今回町の方針はということで、特定復興拠点のアクションプランもそうなのですが、第三次の復興計画も計画されている中で、なかなかアクションプランのスケジュールどおりには進んでいなかったと思うのです。その中で、今リフレのところの跡地というところが出てきたのですが、今回私が提案したいのは、まずリフレの跡地のところに関しては淡々と進めていただきたいと思うのですが、夜の森に実際に住んでいますと、住んでいる住民が集うところがない。本来ならば、行政区の集会所があって、そこを利用するというのがあるのだと思うのですけれども、集会所というのはあくまでもそこに住んでいる人のものです。今の富岡町、特に夜の森地区の状況を考えると、行政区単位で集会所を使うほどの人もいないし、そういう行政区単位の生活圏になっていないというのが事実だと思うのです。そういう中で、行政区にこだわることなく誰もが自由にイベントとか調理教室をしたり、自分のやりたいことをする。大きな施設ではなくて、住民が自ら自由に利用できる施設が必要だと考えております。今の富岡町、そして夜の森地区の状況を考えれば、そんなに大きな施設を必要とはしていない。ただ、何か施設を代用できるかということ、それも全て取り壊されているので何もない。そういう中で、町当局としてできることは、まず公設で施設を造り、それを少ない人数で運営できるもの、大きな複合施設になれば、当然人件費も施設の整備費もかさみますが、一つ一つの小さなクラスターをつくっていくことによって、そのスタートのものを切れる、そういう施設を整備していただきたいと思っているのですけれども、町としては今リフレとか公園ということはあったのですが、それ以外にそういう考えは持っていますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のご提案、すごく大切なことだと考えております。我々としても、今後どのようなものができるのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 多課にわたると思うので、関係する課、答弁に回っていただけますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。私のほうでは、リフレ富岡の跡地利活用のことで鋭意進めさせていただいているところでございます。焦点が買物環境、それから温浴施設というこの2つに絞られているところではありますが、さきの9月定例議会においてステージなんていう話もアイデアをいただきました。となると、視点をもうちょっと広げなければいけないと考えておまして、この跡地の面積が約1.5ヘクタールございます。この敷地の中でどうやって整備していくかと考えれば、今ほどあったご提案のあった中身も加えていかなければいけないと考えております。それらを含めて、現在基本計画の中でどのようなものがあるかということを検討を進めている状況でありますので、また様々なご意見等、アイデア等いただきながら、鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） この地区にありました気軽に集まれる場所といたしますと、夜の森北、夜の森南、各集会所、それから老人福祉センターがあったと思います。老人福祉センターにつきましては、調理ができるような施設でもありましたが、こちらにつきましてはせんだって解体をいたしまして、その機能は王塚のトータルサポートセンターに移行させていただいております。こちら調理実習等で利用実績も上がっておりますので、皆様にご利用いただくことが浸透しているかと思っております。なお、夜の森北集会所につきましては、築浅ではありましたが、維持管理の面からも解体ということで解体させていただいております。夜の森地区の皆様は夜の森南集会所をご利用くださいということで進めております。なお、せんだって総務課で区長、各集会所の管理をされている管理者の方々に確認していただきまして、その集会所、行政区に関わりなく、希望があれば、所定の手続を踏んでいただければ利用可能ということになっているそうですので、この場をお借りいたしましてご報告させていただきます。なお、こちらの集会所の利用につきましても、皆様に分かるように周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 私から集会所について申し上げますが、今ほど企画課長が申し上げたとおりで、夜の森駅前北集会所につきましては取壊しをしております。夜の森駅前南集会所をご利用いただくような形になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 町内に人々が集うという形では、これまでの過去に町内にサロンを設けて、町内でサロン運営をしていた経過がございます。ただ、そのサロンの廃止の際には、学びの森の施設利用が始まったり、または商業施設のさくらモールの利用が始まったという経過を見ながら、あとは利用実態に合わせて廃止してきたという経過がございます。それは承知しておりますが、一方で夜の森地区に関しましてはそういった施設が必要かどうかという部分につきましては、今後のいろいろな人の増加等の中で検討すべき内容という形の位置づけとして捉えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 現在町内では、議員ご質問の自由に使える場所ということで学びの森というのがありますが、ご質問では地区での小さな建物ということで、現在南集会所が集会所として残っておりますが、そちらを使うような形で考えてはどうかと思います。自由に使うというところで、その維持管理面、どういう方が管理をして、誰が使うのかというところは検討が必要であります。現在そのように考えております。学びの森は申請等が必要であります。現在はできるだけそちらもご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 多課にわたりありがとうございました。集会所の利用とか老人福祉センターの機能は移してあるとかというのは、当然私も承知しております。過去にあったものの機能再開については出ておりますが、これから夜の森地区の優良な住宅地にここを選択してもらっていくと、トータルとして富岡町の居住人口を増やしていくという考えに至っていくわけですけれども、12年がたって新しい町づくりを考えていく部分と復旧をさせる部分があるのだと思います。復旧に関しては大分進んでいると思うのですけれども、新しい町づくりを再生に持っていくということが少し遅れているのかなと感じます。当然今でも、地区の集会所は管財係が管理していますので、通常の補助金でやっていますから、目的外に必要以上に使うことは多分難しくなってくるのだと思います。

一例としてですが、こんなようなものがあるということでお話を聞いてほしいのですが、陸前高田市があると思うのですけれども、我々議員も六ヶ所村に行くときに通りましたけれども、当然大きな建物と小さな建物があります。その中で本当に大きくない、小さな建物なのですけれども、貸切りがないときには無料で開放されていて、なおかつ市民に限らずどなたでも利用できるという小さなほんまるの家というのがあります。ワンフロアですので、管理者もそんなに人が多く要りません。そういう中でやっていくという考え、新しいものをつくっていくというところにも一歩踏み出さないとけない時期に来ているのだと思うのですけれども、過去のものにとられるだけではなく、住民、居住人口を増やしていくために必要なもの、そしてなおかつ夜の森というところはほかからも人が来る

ところですので、そういう人も自由に使える。本当に誰もが自由に使える空間というのが必要だと思  
うのですけれども、そういう空間というのは実際に補助金を使わなければできると思うのですけれど  
も、その辺の見解についてはいかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。私どももこちらの先進事例等々踏まえま  
して、積極的な利活用について学習させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 政策面で町長。

○町長（山本育男君） 今ほど企画課長からありましたように我々もこういった事例を研究させてい  
ただいて、十分検討を重ねていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 検討をしていただけるのはありがたいのですけれども、補助金は必ず目的が  
あって使われます。再度の質問になりますけれども、補助金を使わないでつくっていけば、いろん  
な形で町と住民側と施設を管理する側とでうまく合意点を見いだせば規制なく自由に使える施設とい  
うのは造ることは可能でしょうか。

○議長（高橋 実君） 原課どこ。各課長、前にも言ったのだけれども、ちゃんと勉強してきてくれ。  
誰かが答弁するって思っているようでは困ります。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

補助金なしで、単独費でという理解でよろしいでしょうか。であれば、町といたしまして必要な施  
設ということであればそのために各種基金等も積み立てておりますので、そういったものも活用して  
建設は可能であろうと考えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、そういう空間をつくるというのは可能だということです。それでは、  
改めて戻ります。町は最初の町長答弁で今までの流れの中での答弁に終始していましたが、今これ  
からの夜の森地区を考えていくときに、どういった整備のものがあれば、この優良な住宅地を再生、  
発展させていけるという方針で考えて進めているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 原課はどこだ。

〔またがるかと思う〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） またがる課は全部やって。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 質問ありがとうございます。まず、都市整備課といたしましては、

公園の整備というところになってございます。夜の森公園につきましては、令和4年度工事を実施してございます。夜の森つつみ公園につきましては、今年度復旧工事を実施しており、一部舗装化をしてございますが、ほぼ震災前と同じような形になってございます。今後につきましては、四季折々の花が咲く町づくりとして、令和6年度にこのような公園整備の基本構想なんかを考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今、都市整備課長申しましたように、夜の森公園、夜の森つつみ公園、それと桜並木、こちらを一体と考えまして、健康増進につながるようなプログラムも作成してまいりたいと思います。住んでいる方々が体を動かし、健康で毎日を送れるような施策を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） あとはないか。

高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいま各課長答弁しておりますけれども、夜の森地区にどのように人を呼び込むかということかと思えます。まずは、震災前に非常に良好な住宅環境であったという、こちらは非常に大きな魅力であると思えます。今空き家も多く出ておりますが、こうした空き家を使っただけというPRももちろんですけども、あと良好な環境をアピールしていく情報発信も非常に重要と考えております。また、景観も含めまして町づくりを計画的に進めていくということも必要であると考えております。富岡の魅力、夜の森の魅力、それぞれまた違ったよさがあると思えます。こうしたことを桜の魅力も含めまして、情報発信をしていくということが非常に重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 多分答弁にどぎまぎするということが一番の問題なのだと感じています。副町長の揚げ足を取るわけではないですが、空き家問題ではありません。富岡の北部もそうですし、特に富岡の町内でも夜の森の方部、特に特定復興再生拠点区域だったところは10年以上、実質解除になるまで12年ということで、家屋の解体は進んでおりますので、通常言われるような使わないための空き家というのは多分残っておりません。なので、空き地の問題になってくるかと思えます。通常使わない空き家は、全て公費解体、環境省の解体で解体の方向に進んでいますので、そういうことです。蒸し返すようで申し訳ないのですが、富岡町内に企画課で空き家がどのくらいあるかというような調査をして、議会にも報告があったことがありますけれども、それも空き家ではなくて2地域居住ということで、行くときに使っている建物であったところが多かったのかなと思います。夜の森地区も一緒です。

やはり富岡町の人口を増やすためには、単身者だけを増やしていたのではなかなか人口が増えてこ

ないのは皆さんも共通認識だと思います。家族のある方々、そしてこれから家族が増えるであろう方々も含めて家族単位のコアがやっぱりできていかないと、富岡町の人口を目標まで持っていくのは難しいのかなと考えています。そのときに、家族が富岡町を選択してくれるという中で、当然商業施設のあるところや便利なところにいたい方々は富岡の地区を選択するだろう。でも、必ずしもそういう人ばかりではなくて、優良な住宅地に住みたいという人もいます。当然若い人は、車で行けば富岡まで買物には行けます。ただ、それだけではないことも事実ではありますけれども、夜の森地区をどういう方針で持っていくのか、そのときに何が必要なのか。本来ならば、住民が何百人も何千人もいて、そこで必要なものをつくっていくということが基本的な流れなのかもしれないですけれども、今我々の置かれている状況はそれだけでは駄目で、ただむやみやたらに複合施設や大きなものを次々、次々造れというわけではありません。当然町内全域、町外の人も使ってもらう複合施設的なもの、重要な、大きな核となるものは必要です。でも、それ以外にもうちょっと身の丈に合っているような住民が自分たちで運営できるような、そういう小さな施設つくっていく。先ほど誰が運営するのかということがありましたけれども、そのところに人件費を極力割かないで済む施設をつくっていく。そういう拠点、拠点があることによって、居住する人とか、そういうところがあるならこっちに住んでみようかという人をつくっていくかなければならない時期に来ているのだと思うのです。非常に難しい時期ではあるのですが、今新しい方針を出さないと先に進めないし、なかなか人口が増やせないと思うのです。その辺について、これから新しい計画をつくっていく企画課としては、どういうふうな新しい観点を盛り込んでいこうと思って考えているのでしょうか。今回、当然そういうところも含めての町の方針というのが出てくるのだと思っていたのですが、過去の方針しか出てこなかったもので、申し訳ないのですが、もしそういうところの考えがあるならばお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 質問ありがとうございます。企画課において、今第三次計画の骨子を今年度、来年度でまとめておる最中でございます。この中でも夜の森地区の再興、復興ということは、キーワードとして端々に上がってきております。私どもも先進地の事例も踏まえつつ、ゼロからどうやって人を呼び込んでいくかというところを観点に、あまり華美なものではなく、住む人が快適に毎日を送れるような町づくりをしていきたいと考えておりますので、まずは今年度、来年度かけて情報収集と、それから実現できる計画を立てていきたいと考えております。なお、住環境の充実は、先ほど議員もおっしゃっていたように、箱物の充実とは結びつかないと考えております。現在あるもので、どれだけ人が快適に住めるか、そしてそれが魅力的な毎日を送ることによって、対外的にPRできるか、そういった手法も併せて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 新しい発想ということでございますので、企画課長も申しましたが、既存の発想ではなく、本当に先進事例、斬新かつ画期的な施策を実施しているような先進自治体の研究

などもいたしまして、検討させていただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員からのポイントが、住民が運営できるような施設という形であって、新たな町づくりという観点でのご質問かと思っております。行政がやらなければいけない部分、それから民間がやらなければいけない部分というのは多々あるかと思いますが、一例を、先般開催したイベントを紹介させていただければ、12月上旬にまちなかマーケットということで、初めて夜の森公園を活用させていただきました。その分野においては、町が主導という、音頭取りという形でやらせていただきましたけれども、ステージ設置も私どもであって、イベントの関係は協力できる団体に声をかけさせていただいて、開拓していただいたところであります。おのおの餅は餅屋の力を発揮して、ほのぼのとした一日が過ごせたと思っておりますので、そういう皆さんが参加しやすいような空間づくりも必要ですし、機会というものをつくっていくということ、それに必要な施設あるいは設備等を備えていくということが大事かと思っておりますので、様々工夫を凝らしながら進めさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 新しい考えで進めていただきたいと思いますのですが、実際に公園も都市整備課の管轄でありますので、いろんな制約が出てきます。制約のないものをつくるのであれば、もともとリフレの駐車場だったところ、あそこの跡地は、今のところ無垢な状態ですので、いろんな意味で自由に使える、借りることも使うことも自由に使えるようなところで、そういうことを考えていただいて、これから住民を増やしていくためには富岡町を選んでもらわないといけないわけです。富岡町を選んで、ここに居を構えようという人を増やしていかなければいけないということを念頭に置いて進めていただければと思います。

続きまして、観光案内なのですが、町長の答弁に何回か観光の案内看板、案内、案内と出てきたのですが、私最初のところでも言ったように、観光の説明看板なのですけれども、取りあえずまず案内看板ということで答弁あったので、もう少し案内看板の内容の具体的なことを教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員がご質問されている説明看板と、今回案内看板という形で町長答弁がありましたが、案内看板というのはその全てが含まれているということで、総合的にそのような形で表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そういうことであれば心置きなくいろいろと聞かせていただきたいと思います。執行部の皆さんも当然町内でほかの人とかに何々ってどこにあるのですかというのを聞かれたことないでしょうか。役場に電話がかかってくるということはないのかもしれないのですけれども、町

なかでも時々、どこどこに行きたいのだけれども、どうすればいいのでしょうかって聞かれるのですけれども、まずは富岡町のことをどのぐらいご存じですか、もともと富岡町に住んでいましたかとか聞いて、そこから富岡町に住んでいましたというと、昔こんな商店があったところですよ、こういうものがあつたところですよ、はいはいはいということでは話が進んでいくのですけれども、今いろんな人に、例えば二中のところとか二中の通りと言っても分からないです。今、簡単にそういうふうに言いましたけれども、桜の並木を説明するときに、富岡第二中学校の跡地と言っても、学校がないのでなかなか分からない、そういう状態が続いています。ただ、案内の看板に、例えばこの並木はこういうものですよ、こういう映画で、こういうのがありましたと。そこに映画のときの撮影の風景とか、そういう写真とかも含めてあって、グーグルマップとかそういうやつに、点がぽんと入ってくる、そうすると検索ができるのです。しかもいろんな形で富岡町に来た人たちに、ここに来たらどう説明しようといったときに、核になるものがあると、そこに語り部の人たちも含めていろんな人たちが連れていける。人がいなくても、そこに行けば看板で見ることができると。そういうものがあって、初めてアーカイブ・ミュージアムが生きてくると思うのですけれども、その辺についての考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおりだと私も感じております。先ほど桜通り、桜並木関係の説明に大変苦慮しているという話がありましたが、今般、町政懇談会でもやはりそういう話が出ました。えびす講市を中央商店街でやりますという形で皆さん知っているのですが、中央商店街どこでしたでしょうかという問合せがあつたというのは事実であります。となると、私もそこでやはりはっとする部分、気づかない点というのは多々あるなと感じております。行く行くは先ほど検索機能に乗っていくような形で持っていくという形が最高の狙いだと思っておりますので、しっかりその場所に誘導できるような形、そしてその場所で、誰に聞かなくてもというか、今ネット社会なんてすぐ分かるかと思いますが、そこで情報が分かるというような説明看板、そういう形をこれから工夫しながら進めていければというふう考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今、産業振興課長が申しましたように、これから協力しまして一つの検索でひもづけでいろいろな課と町の案内を続けて、PRできるようなつくり込みをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 看板につきまして、道路標識なんかの案内なんかもさせていただくような形になります。屋外広告物という形でうちは取扱ひさせていただくようになりますが、案につきましては、出されたものについては町の案内ということでやらさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この案内の説明と当初に、今そういう形で皆さん必要に迫られているというのは分かっているという共通認識で、ありがたいと思います。やはり新しい住民を迎えるということは、それなりにいろんなことをしないとイケない。本来ならば建物が目印になるのですが、そういうものがない以上は何か工夫をしていくということが必要になります。それから、質問のところの1行目に、映画とかテレビドラマの話をさせていただきましたが、震災前は、小良ヶ浜の灯台が撮影地になったりとかしていたのですけれども、あそこはなかなか行ける場所ではなかったのも、うまく利活用できていなかったと思うのですが、震災後は、某映画、何かこの場で直接言っているのかどうか考えてしまうのですが、皆さんご存じだと思うのですけれども、発電所をテーマにした映画、それから原町の映画館をテーマにした映画とテレビ、富岡町がいっぱい出てくるのはドラマのほうです。福島中央テレビの50周年の記念で出たドラマ、最近ではテレビ東京のドラマで富岡町がまた出ています。やはりいろんな場所がある中で、テレビとか、そういう大きなメディアに掲載される場所に選ばれているということ自体、ポテンシャルがやっぱり高いということでもありますので、そういうことも含めてPRをして、富岡町に人が来るようにする。今は聖地巡礼とかいうことで、そういうところに結構来る人がいます。ですが、多分どこか分からないのです。そんなに有名なところではないですから。やっぱりそれが、若い人たちも含めて分かるようにするために工夫をしなければならないと思うのですが、テレビとか、そういうところには俳優、女優が出ておりますので、なかなか大変だと思うのですが、その辺に対する交渉というのも進めながら、そういう看板をつくっていただきたいと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まさに皆さんが目にするテレビとか、映画関係の告知というのはかなり強力な情報発信だと思っておりますし、その地をこの富岡町に選んでいただいたことに非常に感謝しております。それを今ロケが来ただけで喜んでいるだけで止まっているような状況でありますので、そこをどうやってつくっていくか。ロケーション関係になってくると、様々交渉事というのは必要かと思っておりますが、その点については町としても認識が甘かったのではないかと考えていますし、工夫が足りないなと反省しているところであります。ロケ地関係を、例えば説明案内看板にやっていくということも様々調べた結果、ご承知かと思っておりますけれども、俳優が出てくると著作権だったり、会社の事務所だったり、またそのポスターを作っている2次著作物だったりとかいって、様々な権利部をクリアしていく必要があります。それがどう解決するかというと、予算も伴うかもしれませんし、その活動部隊となる方々の協力もいただかなければいけないと思っています。放映されましたら、すぐに設置できますというものではないということをご理解いただきながら、そしてどこに入っていくかという部分をしっかりと今後進めさせていただきたいと思っております。また、この件については、さきの経産省でも被災12市町村等々についてしっかりと足を運んでいただ

く、PRするような取組も進められていると伺っておりますので、そこと共々しっかりと進めさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然今のような問題が起きるのは承知の上で質問させていただいたのですが、今富岡町には特別大きな何かがあるわけでもないですし、人口が増加しているわけでもないです。ただ、やはり富岡町の環境は非常にいいです。他町と比べてもいいです。それをいかに知ってもらうかということをしていくわけですが、1番についても、2番についても目的は同じで、富岡町の居住人口をどうやって多くするか。当然、行政は行政として考えること、我々民間は民間として考えていくことがあって、それを合わせていかなければいけないのだなと思っております。先ほどこの案内看板の話しまして、町内全域に映画やドラマのロケーションに使われたところ、それから震災以前から観光スポットでいろんなものがあるところ、実際にはそれ以外にもうまくPRすれば出るものがあると思うのです。そういう一つ一つのクラスタープラン、多分ご存じの方もいるかと思うのですが、コロナがはやってクラスターが発生した、クラスターが発生したというのがあります。クラスターは、一つの集団です。そういうクラスターの集団があって、それをきちっと都市計画として、道路も含めて結んでいくのがクラスタープランというプランニングの手法なのですが、大きな意味でのクラスタープランもあるのですが、ちっちゃな意味でのクラスタープランニングもあります。幸いにうちの町はそんなに広くないし、道路もそれなりになっているんで、あとはクラスターをどうやって結びつけるか、クラスターをどうやって広めるかというのが今まで欠けているのだと思うのです。そういうところを含めて富岡町の人口を増やしていただきたいと思います。1番目と2番目が混ざった質問で申し訳ないのですが、そういう拠点を結ぶというような富岡町の町づくりということに関しては、実際に観光案内看板だけではなくて、そういう形でやっていくという方法は考えたことはあるでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 貴重なご意見ありがとうございます。ロケ地、観光スポット、その他重要なところをつなげていくプラン、こちら私どもにも欠けていた部分があると思います。今後、そのつなげ方、当然庁舎内はもとより、町内外の関係機関の方のご協力もいただかないといけないと思いますが、まずそこを歩いて移動していただくとか、そういったときに、さらにいい景色が入るとか、健康につながる、あるいは車で移動するにしても、通りやすい道路、地域の方々に触れ合える道路等々考えつつ、つなげていければと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そういう観点でこれから先、計画の一つに入れてほしいと思います。ただ、今言ったところの根幹の一番大きな幹はアーカイブ・ミュージアムです。アーカイブ・ミュージアムがあって、初めてそれが成り立つし、ほかの点があって、初めてアーカイブ・ミュージアムが

成り立ちます。アーカイブ・ミュージアムがアーカイブ・ミュージアムの中だけで終わっていたのでは広がりが出てきません。その辺いろんな必要な課で協力し合って町づくりを進めていただきたいし、富岡町の居住人口を増やすべく新しい施策をしていただきたいと思いますが、最後に町長、今までの話を聞いてきて、既存のものだけでは進まないところは町長もご存じだと思うのですが、この先新しいものに挑戦していくということに関しての町長のご意見をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 本当に貴重なご意見だと感じております。私どもも今いただいたご意見をもろろん検討しながら、また研究しながら、そしてこういったクラスターというのですか、そのクラスター同士、小さなタウンというのですか、そういうのを結びながらまちおこしをしていく。それから、人口増加に向けて住みよい地区をつくっていくというような観点から十分に今後研究して、よりよい環境づくり、それから生活環境が整うようにやっていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。行政だけでなく民間も含めて、官民合同で富岡町内の居住者を増やしていく施策を多方面からやっていくのが必要だと思いますので、ぜひとも行政でできることを淡々と進めていただき、官民協働、それから新しく来たいろんな事業者もおりますので、そういうところとも協働しながらいい町をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

10時50分まで休議します。

休 議 （午前10時33分）

---

再 開 （午前10時46分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） 私は、今定例会に3つの質問を通告しておりますので、順を追って質問させていただきます。

1、小良ヶ浜地区、深谷地区の点拠点・線拠点の避難指示解除について。（1）、点拠点については11月末まで除染完了予定でしたが、完了したのか。線量低減はしたのか。

（2）、線拠点についても除染は完了したのか。線量は低減したのか。

2番、外縁除染について。(1)、点拠点・線拠点については外縁からの放射線の影響を受けると思うが、まだ残っている箇所はどのくらいあるのか。

3番、富岡町除染検証委員会の検証結果の報告について。(1)、検証委員会が9月28日に委員会を開催した結果、おおむね完了していると報告されているが、おおむねとはどのくらいなのかお聞かせください。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。  
町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、小良ヶ浜地区、深谷地区の点拠点・線拠点の避難指示解除について。(1)、点拠点については11月末まで除染完了予定でしたが、完了したのか。線量は低減したのか及び(2)、線拠点についても除染は完了したのか。線量は低減したのかにつきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。点拠点及び線拠点につきましては、11末日までに除染が完了していることを環境省より確認しております。その結果といたしまして、放射線量が一定程度低減していることにつきましても12月8日の全員協議会において環境省よりご説明がありましたとおりであり、町といたしましても除染実施前に線量が高かった地点において除染後に低減していることを確認しております。その上で、地元の皆様の不安払拭のため、さらなる線量低減に向けて事後モニタリングとフォローアップ除染が確実に実施されるよう、環境省に対してしっかりと申入れしてまいります。

次に、2、外縁除染について。(1)、点拠点・線拠点については外縁からの放射線の影響を受けると思うが、まだ残っている箇所はどのくらいあるのかについてお答えいたします。外縁除染につきましては、さきの全員協議会において、環境省より対象面積43.8ヘクタールに対し、11末日現在の速報値で完了面積は29ヘクタール、進捗率は66.2%と報告されております。環境省には11月末までに目標を達成できるよう、再三申入れを行っておりましたが、11月末の目標であった83%には達しておらず、極めて遺憾であります。点拠点及び線拠点の線量低減につきましては、環境省からの報告のみならず、町も現地での測定により確認しておりますが、地域の皆様の不安払拭のためにも、一刻も早く外縁除染が完了するよう町としても協力してまいります。

次に、3、富岡町除染検証委員会の検証結果の報告について。(1)、検証委員会が9月28日に委員会を開催した結果、おおむね完了していると報告されているが、おおむねとはどのくらいなのかについてお答えいたします。9月28日に開催された除染検証委員会におきましては、特定復興再生拠点区域のうち、避難指示が解除されていなかった点拠点及び線拠点について現地調査を行い、除染や放射線量の状況を環境省及び町から説明し、その内容について検証いただいたもので、その検証内容を除染検証委員会委員長より書面にて10月13日にご報告をいただきました。この報告書において、検証の結果についての項目中、「点・線拠点の除染についておおむね完了しており、十分な線量の低減が確

認できた。また、除染中の箇所についても11月末までに除染が完了するよう計画的に実施されていることを確認した」との記載がございます。ご質問のおおむねとはどのくらいなのかにつきましては、具体的な割合をもっておおむねとしたものではなく、点拠点及び線拠点全体の中で除染が完了していない箇所が特定されており、なおかつその箇所の除染が11月末までに完了する計画であることを勘案して表現したものと伺っております。同報告書におきましては、未除染地の継続的な除染及び事後モニタリング及びフォローアップ除染の確実な実施の2点を条件として付した上で、今後の利活用に向けた回復はおおむねなされているものと判断できるとされているものでありますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今回の解除については、非常に私も不信感を持ちました。まず、11月30日避難指示解除になりましたが、点拠点の小良ヶ浜共同墓地、松の前共同墓地、また旧小良ヶ浜共同墓地については、高いところで $1.52\mu\text{Sv}$ もあり、最少でも $1.23\mu\text{Sv}$ もある、非常に線量の高いところを解除してしまいました。地域の人たちの墓参りに来て健康被害を起こさない線量まで下げただけなのか、町では環境省に幾つまで下げただけで考えるのかお聞かせください。

また、各課長に聞きたいのですが、高いところで $1.52\mu\text{Sv}$ 、低いところで $1.23\mu\text{Sv}$ 、こういう高い数字で皆さんも解除に同意したと思うのですが、これは高い数字とは思わなかったか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、住民の健康被害を防ぐために幾つまで下げるように申し入れるのかというところでございますが、これにつきまして具体的な目標値はございません。高いと思われるところについては、徹底的にフォローアップ除染をしていただくということで考えております。これにつきましては、どのラインまで行けば満足するのかということではなく、周辺と比較し、高いと思われるところについては徹底的にフォローアップ除染をお願いしていくということでございます。この点につきましては、これまで解除したところにつきましても同じような考え方でありまして、そのような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 企画課といたしましては、復興再生拠点の面拠点につきましても同様の地点がありまして、そちらは環境省にフォローアップをしていただいております。さらに、こちら墓地で、生活する部分ではないということもありまして、今後、環境省に対して低減措置を行っていただくよう条件つきで解除という方向に進めたものでございます。なお、標準の除染作業は終えている

と報告を受けておりますが、さらなる線量低減に向けて、この地区に新たな手法を入れていただきたいという申入れも企画課として行っておりますので、お伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ご質問について、総務課長の立場としては、この場での明確な回答は控えさせていただきますと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長の立場で言えないという話でない。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） そしたら、検証委員会に関係している課長、答弁に入って。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 我々の課として避難指示解除というものに直接関わっている、それを決定する部門ではないということをご理解いただきたいのですけれども、検証委員会の委員に出席させていただいているアドバイザーの立場として発言させていただきますと、最終的に出てきた数字に関してはやはり満足できるものではないと当然感じております。あの段階においてそういった結果の数字というものが、これから除染をしますという話でございましたが、出てきた結果というものに関してはやはり満足するものではないと感じているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 検証委員会に関連するということで、先に手を挙げるべきところでもございました。失礼いたしました。

検証委員会の中で議論したものでございますが、基本的には高いところは下げていくということ、これは基本的なところでございますが、今ほど健康づくり課長からもございましたが、高いところは下げていく。ただ、その高いところを探して、下げていくということが重要であって、今後、環境省に対してそれを下げていくという話を続けていくところが重要であると思っておりますので、この段階で検証委員会の中では、おおむね低減されているという判断がされたというところでございましたので、お伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いろいろ話し方はあろうかと思うのですが、今まで富岡町、6年たって、7年目に富岡地区、あと夜の森地区の一部ですか、解除しています。また、今年度の春に拠点整備の夜の森地区全般が解除になりました。そういう中で議論していた数字というのは、皆さんはつきり覚えていると思うのだけれども、 $1\ \mu\text{Sv}$ とか $1.5\ \mu\text{Sv}$ の議論ありましたか。我々議会も富岡町も、 $0.6\ \mu\text{Sv}$ で高い低いの議論かなりしてきたのかと思うのです。

そういう中で、一番最後の3番にも関係してしまいますが、除染検証委員会に検証していただいて町に答申していただいていると思うのだけれども、そもそも除染が終わっていない部分をどうやって検証したのですか。想定を検証なんてあるのですか。世の中にそんな検証はあるのですか。健康被害を起こすだろう数値の検証、想定を検証の仕方ってあるのですか。私、今回初めて聞きました。そういう検証の仕方あるのかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 検証の仕方といいますか、タイミング的なものもございしますが、9月28日に除染検証委員会を開催した段階につきましても、まず除染済みのところについては確認をいただいていると、この点については除染が終わっているということなので、検証が可能であったと考えております。一方、その段階で除染が終わっていなかったところにつきましても、実際に現地を確認をし、線量の確認も行った上で、それが環境省からの説明の中で、11月末までに線量低減が終わる、除染が終わるというお話をいただいた上で、総合的に判断をしたということでございます。この検証の仕方、見込みですのかどうかということにつきましては様々ご議論があるかと思いますが、この段階で検証委員の先生方に判断いただける材料を前からお渡しをして、様々ご議論いただいた中でこういった結論に至ったものでございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 今議員からのご質問というのと、今まで解除になった、29年に解除になった解除準備区域、居住制限区域の解除、あと今年4月に解除となりました特定復興再生拠点の中の面拠点である夜の森地区、こちらのときの解除の議論につきましても、議員おっしゃるとおり1  $\mu\text{Sv}$ を下回っていた値で、場所によって、山林であれば0.8  $\mu\text{Sv}$ とか、宅地は0.6  $\mu\text{Sv}$ 、そういうところで議論になっていたのは記憶しておりますし、そのとおりに進めていたところでございます。解除に当たって、終わってなくて検証委員会を行ったかというのと、確かにその部分はなかったと思います。ただ、除染という形を取りますと、線量の低減を考えますと、除染1回終わっただけではなかなか線量が下がらない。前の解除のときもありましたが、さらなるフォローアップをしないとそれより下がらないというところもございました。そういう意味でいうと、今回やれるところだけは取りあえず進めていたというところで、除染検証委員会の判断だったのかなと。ただ、さらなる線量低減をするのにはまだ行っていないところもありましたので、そういうところにつきましてもきちっと計画を立ててやっていけるというところの環境省からのご説明がありましたので、それをもって線量低減がなされるものだというところでご意見をいただいたものと考えているところでございます。ただ、空間線量率については、どのくらい下がるかというのは確かに正確なところは出ていなかったと思います。解除に向けては、今までの解除と同じく、今回際除染につきましても進むというのが、実際先ほど町長答弁に

ありましたように66%台で、目標とした83%まで行っていなかったというところはございますが、実際に解除となる点と線、こちらの線拠点については確かにおおむね線量が下がっていると我々も考えているところでございます。

あと、先ほどご心配のあった点拠点、各墓地、線量の高いところがございました。こちらどこが高いかという、実際にご利用される場所の外縁部、そちらが山林に囲まれているところがほとんどでありまして、かなり高いところがございました。そういうところについては、今回フォローアップを何度も繰り返しましたが、なかなか線量が下がっていないというところがございまして、実際に立入りに関しましては、その外側に行かないような工夫を環境省で行っておりますので、実際にご利用される範囲内であれば現在も1  $\mu$ Svは下回っているところまで行っていると、我々現地は確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 町のトップである町長の考え方を述べてくれないかな。

町長。

○町長（山本育男君） 今議員言われた高線量のところ、我々はあくまでも追加被曝線量は年間1 mSvというようなことで考えておりますので、こういった数字はあくまでもフォローアップしていただいて下げていただくということ、これを環境省にお願いしていくことに尽きるかと思っております。議員心配されている高線量、これは本当になくしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。墓地の線量が高いということで、短時間しか行かないからそんなに被曝はしないだろう、確かにそうだと思います。多分墓地には多く行く人でも、春、秋の彼岸、お盆、あとは命日、四、五回くらいかなと私思っていますので、そんなに被曝はしないかと思うのですが、今後、面的にやっていく除染で、いずれは解除するわけです。そういうところに今回の解除が尾を引くようなことになれば、非常に小良ヶ浜行政区、深谷行政区の区民の人たちは苦労しなくてはならないと思うのです。行政が解除したということは、それだけ行政では責任持たなくてはならないということだと私は感じているのです。こういう高い数字で解除したということは、行政が区民に対しての責任というのをどれだけ持っているのかって、私不信感持っているのです。その辺はどう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員ご指摘のとおりかと思えます。ただ、我々は環境省で除染はしていただいておりますので、特段我々、町が除染をしているわけではないので、そこら辺はある程度の責任はあるかもしれませんが、多くは環境省の責任だろうと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうですね。環境省が除染しているのですから、環境省がそこまで下げないうちに、復興庁と環境省が解除の話を持ってきたということだと思っております。ただ、解除の要件として町が合意しなければ解除はできないと思っております。議会側もそうなのかなと思っておりますが、その辺は町長も非常に苦しい立場は分かっています。これで終わりであれば、そんなに苦しむ必要ないと思っておりますが、この後のいろんな国との折衝とかいろんなことを考えれば、三役が非常に苦しい立場にいることは分かります。ただ、これだけ高い数字で解除した以上は、やはり健康被害を起こさない仕組みづくりをきちっとやっていただかないと、子供から大人まで線香持って手を合わせに行く場所ですから。大人はさほど関係ないのかなと思っておりますが、体の弱い子供もいるし、健康被害起こす可能性は数値が低いより高いほうがあります。そういう部分できちっと、先ほど竹原副町長が言ったように、やはり高いところには近づかないような案内看板とか、トラロープでも張って、そちらには行かないようにとか、線量下がり切らないから、手を合わせたらできるだけ速やかにそこを立ち退いてもらうとか、いろんな方式があろうかと思っておりますので、ぜひ解除した以上はもう元には戻りませんから、そういう手だてをきちっとしていただきたいということをお願いしたいのですけれども、できますか。

○議長（高橋 実君） 町長、次に高野副町長、次に竹原副町長の順で答弁に回ってください。

町長。

○町長（山本育男君） 議員おっしゃるとおり、安全を確保する意味ではいろいろな手段が考えられるかと思っております。できるだけそういった被曝をしないような手だてはしていかなければならないと思っております。いろいろと考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。この比較的線量の高い部分につきましては、森林部分から影響を受けていると考えております。ですので、森林に立ち入っていかないような、そうした放射線防護ということも有効であると思っております。また、これからなのですけれども、外縁除染を進めていくというところもありますけれども、やはり除染につきましては面で実施して地域全体の線量を下げていくということが不可欠であろうと考えております。夜の森におきましてやはり面で進んでいったことによってかなり線量が下がっていったという経験もありますので、まずこの特定帰還居住区域制度による面的な除染についても速やかに進めていただきたいということを申し入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。先ほど高野副町長からもありましたように、放射線防護としまして線量の高いところに立ち入らない、あと町長から全体的にそうやっていきます

ということのとおり、実は解除に向けて線量のどうしても高いところ、山林に囲まれていたりしていますので、そういうところについて、さらなる5メートル、10メートルとフォローアップやっていったのですけれども、なかなか下がらないということがありました。さらなる除染、今後新しい方法でどんどん推し進めるとか、そういうところまではまだ行ってなかったもので、実際に皆さんが立ち入るところについて、ここまでであれば大丈夫だろうというところで鉄ピンを張って、トラロープを回したというのは事実でございます。現在そのような形で無用な被曝、その敷地としては線量 $1.5\mu\text{Sv}$ とかあるところはございますが、実際に入るところについては $1\mu\text{Sv}$ を下回るようなところで鉄ピンは打たせていただいているところでございます。

また、旧小良ヶ浜墓地につきましては、除染を行った際、隣接するのがもう海岸、崖になっていますので、そちらにも行かないように安全対策としまして、鉄ピンを打ったりして立ち入らないような形で、まずは被曝の安全、あと敷地の安全、そういうのも踏まえて、対策を練っているところでございます。ただし、これだけで終わりではなくて、先ほどお話しさせていただきましたように、さらなるフォローアップ、新しい手法をもって全体的に線量が下がるように我々も注視していきたいと思っています。環境省には、こちらをぜひともお願いしたいということです。もう一つ進捗が進まない外縁除染につきましては、前の全員協議会でもありまして、一日でも早く予定として言っていたところに達するように環境省が責任を持って元請と話すとか、そういうところを踏まえてやっていただく、そちらは我々も今後とも注視していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今線量の高い部分どうするのだということで、安全策こうしますというお考え聞きましたので、ぜひ環境省と一緒にその辺を早急にやっていただきたい。今回解除した中で、線量の高い場所のフォローアップ、12月8日の時点でも私言いましたが、フォローアップと言え小規模の場所を、線量が高いところを取ることがフォローアップだと思うのですが、墓地周りは今までになく大規模に本格除染のようなフォローアップやっていただいているということは私も承知しています。これは町の要望、また環境省の努力でやっていただいているものだと感謝はしております。ただ、線量高いことは事実ですので、ぜひ立ち入らないような仕組みづくりをしっかりやっていただきたいと思っております。1番の（1）についてはこれで終わります。

（2）の線拠点については、おおむねという言葉が曖昧ですので、線拠点については私の現場を見た限りでは、11月末の時点ではもう95%くらいは完了していたのかなと思います。線拠点については、確かに線の除染は重要ですが、これ外縁から引っ張ってきている線量がかなりあるかと思うので、線と外縁をやって初めて線量もある程度の落ち着きが見られるのかなと思うのです。そういうことで、線の拠点に関しては、これも12月8日に私が言ったように、今まで富岡地区7年目で解除し、今度復興拠点整備で夜の森地区を解除した中で、これまでやらなかったような除染やってくれているのです。側溝は、ほとんど全部、側溝は蓋を上げて、土を取って、高压洗浄して、すばらしい除染し

てくれたと思っています。それだけやったからこそ、線拠点については線量がかなり低減したのかなと思います。その辺は、町の努力、環境省の努力でそこまでやってくれたのかなと思いますので、感謝いたします。

それで、この除染についても、線量に関してはやっぱりマップなんか見ますと、結構高い箇所があるのです。だから、これは何とも言えないと思うのですが、外縁から引っ張ってきている線量もかなりあると思うので、この辺の外縁をある程度やらないと、線拠点の線量ははっきりしないのかなと思うのですが、その辺は当然ある程度高いところはもう一回除染というのも考えていますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） さきの全員協議会でも環境省からお示しありましたとおり、線拠点については除染は終わっているというところがございますが、議員のご指摘のとおり、一部比較して高いところというのが存在するというのも事実でございます。こちらにつきましては、引き続きフォローアップを求めていくものでございますが、それに当たりましては例えば同意をいただけていない土地の近くであったりというところもございますので、そういうところにつきましては例えば土のうであったりとか、碎石を敷くとか、遮蔽効果も考えながら、あとは雨が降った後に水がたまりやすいところなどもございますので、側溝なども含めまして、そういったところも引き続きフォローアップをしていきまして、線量を下げていくようにということで環境省と協力をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。線拠点については、今課長が言ったように、ぜひ環境省と厳しく詰めていただければありがたいと思います。

次、2番の外縁除染についてに入ります。(1)、点拠点・線拠点については外縁の放射線の影響を受けると言うがということで、外縁除染に関しては、私は数字に誤りがあり過ぎるのではないかなと思うのです。この環境省から出された数字を見ますと、全体の66.2%が除染進捗率ということで出ていますが、進捗率というと、今手がけたばかりの面積も進捗率の中に含んでしまうのかなと思うのです。現場を見ますと、11月末時点だと恐らく40%ぐらいしか私は行っていなかったのかなと思うのです。完了率でいうともう20%ぐらいですから、その辺町の担当としてしっかり現場を見ているのかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 点・線拠点につきましては、実際に除染が完了していないところというのが特定されておりましたので、こちらについては頻繁に現地に赴き、状況確認などを行っておりました。一方、外縁除染につきましては、同意、未同意の関係で着手ができたところ、それから同意をもらっていてもまだ着手ができていないところと混在しているような状況でございましたので、それぞれの場所について今どういった状況であるかということにつきましては、そこまでの把握は

行っていなかったというのは事実でございます。こちらにつきましては、町も反省する点があるかと思しますので、今後につきましては環境省に逐次情報を求めまして、状況確認をしながら、さらに現場を見ながら進めていくということで、環境省でも引き続きやるというお話をしておりましたので、これが適切に行われるかということにつきましてはもしっかりと見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よろしく申し上げます。

12月8日の地図に表した除染解体が完了した場所、また進行中の場所、そういう場所がマップで出てきました。あのマップ見た限りでは、15か所くらいは誤りがあるのです。まだ手もつけていないのに青い数字塗り潰されていきました。青色というのは、除染完了と、あとは完了の同意書を発送したという色だったと思うのです。あれを見た限りでは15か所くらい着工していなくても青色が塗ってあったと、そういう状況が出てきていますから、やっぱりこの数字にはすごく誤りがあるのです。私は早く急いでやれということではなくて、やっぱり数字は確かな数字を出してもらって議論しないと、間違った答えが出てしまうということなのですが、その辺どう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 今回の全協でお示ししました図面につきましては、終了後回収をされたということですが、議員のおっしゃるとおり、青い表示のところは完了の報告書が提出されているところの色分けになっておりました。今15か所ほど誤っているのではないかとのご指摘でございましたが、この1点1点のところについて確認をしたということではございませんでしたので、その内容だけではなく、全体がどうなっているかの進捗も含めまして、今後しっかりと確認をしながら、資料を提出するに当たっても確かなものを出すようにということで、今後も環境省には求めてまいりたいと思います。その上で間違っているものがもしあれば訂正をするようなことで、こちらについても申入れをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よろしく申し上げます。最終的に外縁除染をやって終わりということではありませんので、町長も常々富岡町内全域除染だよということを強く言っています。ただ、国、環境省、復興庁は全域除染をまだ認めていないと。夜の森地区の困難区域にメスが入り、解除になり、今度小良ヶ浜、深谷地区の帰還困難区域にメスが入り、公共施設とか墓地とか道路が解除になったということで、数字にはいろいろ私も異論はあります。ただ、解除になったということで、1つ明かりが見えたということも事実ですので、その明かりをすごく明るい色にできるかどうかは行政と我々にかかっていると思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。2番の外縁除染についてもこれで終わります。

3番の除染検証委員会の検証結果の報告についてということで、今1番、2番の中でも検証委員会

の話は出ていますが、非常に検証委員会のメンバーを見ると、河津先生をはじめ立派な先生方がついて検証してもらっているということは私も感謝しております。ただ、先ほども出たように、想定の数値で答えを出したというのが今回の一番の間違いの原因だったのかなと思うのです。そういう中で、おおむねという言葉も先ほど説明をもらいました。納得いくかいかないか、それは別として、そういう言葉いただきましたので理解はできるのですが、この検証委員会の中でまとめてある数値で、除染について一部の路線を除いておおむね完了しているということで、83%という数値を念頭に置いて検証した結果、こういう言葉になったと思うのです。何で完了が83%まで行くという数値が出てきたら、完了していないものを完了したと仮定して、検証委員会に出して検討してもらわなければならないわけですから、やっぱり町でもきちっと現場を見るべきだったと思うのです。その辺は事前に見なかったのですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ただいまのご質問の中にありました83%につきましては全体の外縁除染の目標、外縁除染の対象となる面積の中から未同意の箇所、それから今県道の調整が入っている箇所、これを除いた分の全体の除染が終わったとした場合に43.8ヘクタールに対しての83%ということの目標でございます。ですので、あの目標を示した段階で着手可能なところについては全部終わった場合に83%が完了になるという考え方の数値でございます。この83%を念頭に置いたということではなく、除染のできる場所は全て除染をするというのが基本でありましたので、その中で9月28日に実施する段階では、小良ヶ浜共同墓地付近を含めてまだ除染が完了していないところがあったということで、こういった表現になってしまいました。その中で町長答弁にもございましたが、未除染地の継続的な除染と、それから事後モニタリング及びフォローアップ除染の徹底というところ、これを確実に実施をするということを条件をつけた上で、検証委員会の報告としておおむねという表現をさせていただいたということでございますので、この点については町長答弁のとおりでございますが、そのような内容になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。検証委員会、私もすばらしい検証していただいたとは思っています。ただ、これから面的除染になろうかと思えます。特定帰還居住区域が決まれば、全体的な面除染に入っていくものだと思いますが、そのときに先ほど町長が言いましたが、あくまでも環境省の責任だということではなくて、やっぱり町民を守るのは町ですから、町が100%責任持つのだという心構えで当たっていただきたい。でないと、小良ヶ浜、深谷の区民の人たちは生きられないです。こういう事故が起きて、他の町村では各行政区単位で仮置場つくらないと除染はできませんというような言葉をいっぱい聞きました。除染しても、除染した汚染物質を置く場所がないということで、他の地区を見ると、やっぱりその地区その地区に除染した汚染物質を置いてありました。富岡町は、新夜ノ森の一部、小良ヶ浜、深谷、ここだけで一手引受けで受けていただいたという経緯あります。後

から仮置場にして、反幾らという借地料がついてきました。大半の人は、どうせ借地料もらっているのだろうという人もいるかもしれませんが、仮置場に貸す段階で、いろいろ持っている人は苦労したと思います。先祖からの財産だからどうだこうだということで。そういうことで、新夜ノ森の一部、小良ヶ浜、深谷は仮置場をどうぞつくってくださいと、富岡町が墓場になりますと、そこまで心を開いてやってくれた場所ですので、ぜひ今まで解除した2地区以上に線量は下げなくてはならないという思いでやっていただきたいと思います。そういうことをお願いできますか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今議員おっしゃるとおりでありまして、今回の解除につきましては環境省の除染の遅れということで、環境省の責任はあるだろうと思っております。また今後、面的に小良ヶ浜、深谷地区を除染していただくために、そういった線量の低減も含めて環境省には申入れをきっちりしていきたいと思っています。追加被曝線量で年間1 mSv、毎時0.23 μSv、これはあくまでも目標でありますので、これに近づくように我々も厳しいチェックをしながら、環境省にお願いしながら、共に除染に向かっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私の思いも町長に分かっていただいたと思いますので、ぜひ面的除染に入ったら、線量を念頭に置いて、除染をしていただきたいと思います。また、担当課には、現場を細かく見れば一目瞭然にやっぱり分かると思いますので、ぜひその辺を細かく見ていただきたいと思います。私の思いは、もう一日も早い解除なのです。これが5年で解除になるのか、7年かかるのか分かりませんが、今の動きからいくと、線量さえ下がれば三、四年で解除できるのかなと、そういう思いでいます。また、町政報告の中でもあったように、新夜ノ森の一部、6号線から東側に第2工業団地という考えを持って動いてもらっていると思います。小良ヶ浜、深谷地区の玄関口です。そういう中で、そういうことが起爆剤になって、小良ヶ浜、深谷地区に一人でも多く戻れるようなことを私は期待しておりますので、ぜひそういう思いを持ってやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私、3つの通告しましたが、質疑応答の中である程度理解はしましたし、また今までの全員協議会の中でも理解はしているのですが、どうしても線量が高いということで、今回一般質問をさせてもらいましたが、今日質問させてもらった中身は理解しましたので、ぜひ今後とも線量の低減にご協力いただければありがたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時36分）

再 開 (午後 零時55分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

[2番(佐藤教宏君)登壇]

○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、令和4年度決算から見る町の財政状況についてでございます。(1)、令和4年度決算から、町の財政状況を分析した結果を伺いたいと思います。

(2)、町内居住者は徐々に増加していく一方ですが、富岡町の人口は減少傾向であります。町政運営の根幹でもあります町税の減少も見込まれる中、移住、定住施策や交流関係人口の増加、町内産業の発展に向けた施策を現在も進めておりますが、大きく改善されている状況にないと感じています。人口が増え税収が上がるのを待つだけではなく、ふるさと納税の推進や廃炉交付金の継続など収入を得るための事業展開や要望活動にも力を入れなければ、必然と基金の取崩し額が多くなっていくと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

大きい2番、生涯学習環境の充実についてでございます。(1)、従前より生涯学習事業の重要性を訴えてきましたが、第二次復興計画の事業評価において、生涯学習に係る施設の利用者は多く、町内外問わずたくさんの方々が富岡町で活動をされているという結果が出ています。この結果からも、今よりも生涯学習に係るソフト事業や、既存施設の設備や器具等を充実させ付加価値を高めることで、さらに多くの利用者が見込め、交流人口及び関係人口が拡大することは、人口減少抑制への近道であると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 2番、佐藤教宏議員の一般質問にお答えいたします。

1、令和4年度決算から見る町の財政状況について。(1)、令和4年度決算から、町の財政状況を分析した結果を伺いたいについてお答えいたします。本町の財政規模は、令和4年度決算においては、震災原発事故以前の約2倍となっておりますが、国、県の交付金や補助金を効果的に活用するなどして、新たな起債を行わないことなど、将来に大きな財政負担を強いるような財政運営を行わずに済んでおります。経常収支比率は84.9%と、前年度より5.8ポイントの大幅改善となっておりますが、この数値につきましては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格、物価高騰等に係る負担分として普通交付税が追加交付され、経常一般財源が増となったことによるものであり、本町の財政は経常収支

比率上は一時的に改善が見られたものの、財政硬直化の基準とされる75%を上回っている状態にあります。しかしながら、公債費は継続して減少しており、また財政調整基金や町政振興基金も震災前の積立額以上を確保している状況にあることから、国、県の交付金や補助金、各種基金の効果的な活用などにより、当面は必要な事務事業を無理なく執行していくことが可能な状態にあると捉えているところです。

次に、(2)、町内居住者は徐々に増加していく一方、富岡町の人口は減少傾向である。町政運営の根幹でもある町税の減少も見込まれる中、移住、定住施策や交流関係人口の増加、町内産業の発展に向けた施策を進めているが、大きく改善されている状況にないと感じる。人口が増え税収が上がるのを待つのではなく、ふるさと納税の推進や廃炉交付金の継続など収入を得るための事業展開、要望活動にも力を入れなければ、必然と基金の取崩し額が多くなっていくと考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町では、今年度の重点事業として生活環境の向上、充実に向けた取組の強化、産業と地域交流基盤の構築、強化、ふるさととのつながり強化を町政運営の3本柱と掲げ、各種施策を展開しております。議員ご指摘の移住、定住施策や交流関係人口の増加、町内産業の発展に向けた施策につきましては、定住化促進対策補助事業や子育て支援奨励金の交付、商業拠点施設運営事業などを実施しております。持続可能な町づくりに向け、着実に実績を積み重ねておりますが、いずれも中長期的視点で継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。町の収入を確保していくための施策の一つとして、ふるさと納税が近年注目されておりますが、この制度は出身地や応援したい自治体にふるさと納税として寄附することにより、税制上の優遇措置や各自治体からの返礼品を受け取れる仕組みとなっており、法律上は納税ではなく、寄附金としての取扱いとなります。自治体にとっては貴重な財源ともなり得るものではありませんが、その反面、自治体間のふるさと納税の寄附金収入に格差が生じていることにより、本来は市町村民税としてそれぞれの自治体に収入されるべき財源が減少する状況も生じております。このような中で、当町においては令和3年8月より富岡町観光協会と契約し、ふるさと納税の受付、発送を行うとともに、適宜返礼品の新規開拓を行い、寄附額の増加につながるよう取り組んでいるところではありますが、残念ながら現状では増収には至っておらず、今後は他市町村における成功事例やその手法なども研究し、ふるさと納税に係る寄附金の増収につながるよう努めてまいりたいと考えております。原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、通称廃炉交付金につきましては、電源立地地域対策交付金に代わる財源措置を緊急要望したことにより、令和2年3月に原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金規則の一部改正がなされた結果、令和2年度から令和21年度までの20年間において総額約142億円が交付されるものであり、これまで消防車両更新事業や共生型サポート拠点施設運営事業、さくらモールとみおか屋根改修事業などに活用しております。本町の復興は道半ばであり、復興加速のための予算は不可欠でありますので、第2期復興・創生期間以降の財源フレームの早期明示をはじめ、今後においても切れ目なく安心感を持って中長期的に復興、再生に向けた取組を推し進めることができるよう、必要となる

財源の確保について機会を捉えた要望活動を引き続き積極的に展開してまいります。

次に、2、生涯学習環境の充実について。(1)、従前より生涯学習事業の重要性を訴えてきたが、第二次復興計画の事業評価において、生涯学習に係る施設の利用人数は多く、町外問わずたくさんの方々が富岡町で活動をされているという結果が出ている。この結果からも、今よりも生涯学習に係るソフト事業や、既存施設の設備や器具等を充実させ付加価値を高めることで、さらに多くの利用者が見込め、交流人口及び関係人口が拡大することは、人口減少抑制への近道であると考え、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町では、令和2年3月に策定した第二次富岡町災害復興計画後期において掲げたふるさと富岡との心のつながりの推進や、誰もが活躍できる地域社会の実現に向け、5年後の施設利用者数等を成果目標と設定し、様々な生涯学習事業に取り組んでまいりました。町のこれまでの取組として、文化交流センターやアーカイブ・ミュージアム、総合スポーツセンターでの各種サークル活動の推進やスポーツイベントの開催により、各施設の利用者数も目標値に向けて着実に増加してきており、令和4年度においては全施設で約8万5,000人の皆様にご利用をいただいたところです。さらに町外で生活される町民の皆様への移動図書館の実施や、毎月1回避難先から富岡町へ戻り、一日を町内で過ごすとみおか健康カレッジなどの特色ある事業を実施し、ふるさと富岡とのつながりの維持、継続に努めてまいりました。令和3年度からは新たな取組として、毎週土曜日に「とみサタ！」と題して、町民の皆様ニーズをお聞きしながら、多様な趣味の活動の場を提供し、内容の充実と併せて、参加者数も徐々に増加しております。町では、これまで施設の整備と併せてソフト事業の充実を進め、交流人口、関係人口の拡大に努めてきたところであり、来年度には現在工事を進めております富岡町総合体育館も利用可能となりますので、これまで以上にスポーツを通じた町民の健康増進を推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、町内では週末を中心に文化芸術活動やスポーツイベント等が多く開催されておりますので、町が実施する社会教育施設利用者への宿泊費補助金の周知も図りながら、さらに町内社会教育施設の利用促進に努めてまいります。今後も交流人口、関係人口の拡大を目指し、ひいては人口減少抑制や移住、定住の各政策にもつなげるため、既存施設を最大限に活用しながら、生涯学習事業のさらなる充実に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 答弁いただきありがとうございます。大きな1番、令和4年度決算から見る町の財政状況について再質問させていただきます。(1)と(2)につきましては関連がございますので、併せて再質問させていただきたいと思っております。

まず、財政状況を分析した結果についてお聞きしました。毎年伺わせていただいているところですが、引き続き町債につきましては新たな起債をしておりませんし、しっかりと毎年償還しておりますので、減額されています。実質公債費比率につきましても、マイナスとなった令和3年度に比べまし

ても、さらに減少し改善されています。令和3年度から大きく改善されているようではありますが、このような要因があるのは何か伺いたと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

令和4年度決算における実質公債費比率はマイナス1.7%と、昨年度に引き続き基準値を下回る結果となりました。このマイナスの要因ですが、令和4年度においても新たな起債をせず、計画的に公債費の償還を進め、公債の現在高が減少していることに加え、当該比率は過去3か年の平均値で算出することによります。その理由としては、今回の対象年度は令和2年度から令和4年度までの3年間で、そのうち令和3年度の公共下水道事業会計において、当初一般会計からの繰出金で支出予定しておりました償還金が同事業会計の補助金のかさ上げ分を充当することができたため、一般会計繰り出し分がその分抑制されました。したがって、同比率の減少幅が大きくなり、平均値に作用していることが大きな要因となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。経常収支比率も減少していきまして、代表監査委員の評価のとおり、着実に財政の健全化が図られていると思っております。依然として財政の硬直化は否めないところです。それから少し気になるのが、昨年度も伺いましたが、財政力指数が少しずつ悪くなっているところです。基準財政需要額が大きくなっているのに、基準財政収入額があまり変わっていません。増えている需要に対して収入は増えず、財源に余裕がなくなり、財政力が弱まってきたというようなことを示しているのですけれども、今後富岡町の財政状況が悪化していくことを暗示しているように思われますが、町としてはどのように感じているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、財政力指数の減少は基準財政需要額が増となる一方で、基準財政収入額が横ばい、または低減していることの表れでございます。一般的には財政力が弱まっていると受け止められるところですが、本町においては公債費は先ほど議員もおっしゃっていたように継続して着実に減少しており、また財政調整基金や町政振興基金などの積立基金は震災以前の積立額以上を確保している状況にあることから、当面は国、県の交付金や補助金、あと各種基金の効果的な利活用を図ることにより、必要な事務事業を執行していくことが可能な状態にあると判断しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。公債費、着実に減少しているところですが、やはり起債をしないで進めているというのは、あくまでも基金があるから、そういった中で将来の世

代に負担をかけず進めているというところもありますので、今後基金等がなくなれば、もちろん起債しなければ建てられない施設とかがございいますので、そういったところも長い目で見ていただいて、基金に頼らず町政運営をしていただけるような考えを持っていただければと思っております。財政状況を改善するには、町税を含む町の収入を増やすか、公共サービスを縮小し支出を減らすしかありません。しかしながら、今の富岡町において公共サービスを縮小することは、移住、定住を促進する上ではやるべきことではないのかなと思っております。ということは、収入を増やす施策を早急に検討し、実施しなければならないと思います。その中で、ふるさと納税事業に力を入れるべきと申し上げましたが、私は各自治体が競い合って寄附金の奪い合いをするこの事業についてはあまりいいものではないなと思うところですが、しかしながら既に富岡町にも寄附していただいている一方で、町民の方がほかの自治体にふるさと納税をすることで、安定財源である町民税も控除され減収となっている部分があると思います。昨年度の富岡町におけるふるさと納税寄附金額と町民税の減収分はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

昨年分ということで、新聞報道がありました令和5年度のふるさと納税寄附金額と、あと町民税の減収分である寄附金控除額及びその差額についてお答えいたします。令和5年度につきましては、寄附金額が1,157万7,845円で、寄附金控除額が157万9,400円で、その差額は350万1,564円の減収となっております。ただし、この減収額の4分の3につきましては普通交付税で措置されることになっておりますので、実質的な減収額は差額350万1,564円の4分の1の額となりまして、約87万5,000円となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。350万円のマイナスで、普通交付税の補填があって、87万円程度ということで、大きな額ではないかと思えます。しかしながら、やはり減収しているということは現実的にございます。普通交付税の補填額も全額ではありませんので、着実にこのままだと安定財源の町民税、そういったところが控除されてしまうと思えます。いただいている寄附金額より住民税控除額が上回ってしまいまして、住民税が減収するという結果が出ております。人口を増やしても、ふるさと納税の制度で住民税が減収となってしまつては、町政運営に支障を来してしまうと思えますので、この制度がある以上、ふるさと納税に力を入れざるを得ないと思えます。せめてマイナスにならない程度の活動はしていかなければいけないと思っております。

先ほど報告を委員長からしていただきましたが、先日、総務文教常任委員会で行政視察研修をさせていただきました。ふるさと納税に力を入れている自治体でした。財政規模は、震災前の富岡町と同じぐらいの町で、財政が逼迫していた町でしたが、現在の町長に替わり、支出を減らすことには限界

があると考え、収入を増やす施策に力を注いだとのこと。その中でもふるさと納税に力を入れたことで、最高で60億円の寄附金を集めることに成功しています。現在も毎年30億円から50億円のふるさと納税を集めています。この町の原点は、成功モデルの視察からということで、成功している自治体や地域を視察して、そのやり方をまねるということで成功率を高めるのだそうです。この町は、町長が絶対に取り入れたいと思う事業があれば、成功している自治体に議員全員を一緒に連れて視察に行くそうです。そうすることで、その場で議員に理解してもらい、合意形成を図るのだそうです。議員も不明な点があれば、直接視察先の担当者に詳しく聞くこともできることから、事業実施へのスピード感が違うとのこと。富岡町も成功している自治体を視察し、方法を学ぶことで、収入を上げる事業や子育て支援事業など様々な事業の成功確率が高くなり、スピード感のある事業展開ができると思いますが、いかがでしょうか。まずは町長主導で全議員を一緒に同行させ視察する方法などをまねてみてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

既存の手法にとらわれず、斬新、画期的な手法を用いて、あるいは既存の手法であっても、それを創意工夫により効果的に活用して増収につなげている先進地を視察しその手法を学ぶことは、様々な観点から私としても有意義だろうと考えます。町長及び議員全員で視察に行き、視察の結果、取り入れたい事業であると町長が判断すれば、その場で議員と合意形成を図るという議員ご指摘の斬新な先進事例につきましては、本町における導入の可能性も含めて今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） ただいま総務課長からあったとおり、いろいろと我々、議会とも、町の発展、復興、再生について、先は一緒のことを見ていると思っていますので、ぜひともどんなことができるかを研究しながら、よく相談してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町長もこれは絶対に実施するべきだと強く思う事業あるかと思っております。トップダウンで事業を展開していくことも重要だと思っておりますので、ぜひスピード感を持って事業を実現させるためにも、試していただきたいななんて思っているところでございます。今回視察したこの町につきまして、ふるさと納税事業を進める上で欠かせないのがまちづくり会社でした。利益を求めることができない町の代わりに利益を追求できるまちづくり会社がふるさと納税事業を一手に引き受けています。この会社は、素人が考えた商品では魅力ある商品ができる確率は低いので、商品開発のプロや販売のプロ、流通のプロなどを採用して、移住などしていただきながら会社

運営をしているところです。これらのプロたちによって、ふるさと納税返礼品の開発だけではなく、地域の魅力づくりにも大きく寄与しているそうです。だからといって町は何もしないというわけではなく、地方創生交付金や各種補助金を利用して、開発された商品を加工できる工場などを設置しています。町内で加工ができれば、返礼品として出すこともできるからです。施設は、まちづくり会社に委託料は払って管理してもらうのではなく、まちづくり会社に貸出しをします。その賃料をいただいて、補助金の対象にならなかった町の手出し分についてを回収し、町の手出しゼロで施設を管理するという方法をこの町は確立しています。まちづくり会社は、賃料も町に払わなければならないので、利益を得るためにしっかりと商品開発、製造に集中することで、多額のふるさと納税を獲得できるという環境が整い、好循環が生まれています。これらのことから、ふるさと納税事業は片手間で行えるような事業ではないと思っています。そこで、富岡町のまちづくり会社であるとみおかプラス、こちらには町からの委託事業を受けるだけではなく、独自で利益を得られる事業を進めていただき、ふるさと納税返礼品の開発なども手がけていただきたいと思います。富岡町では無理な話でしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。まちづくり会社とみおかプラスがふるさと返礼品を開発してはどうかというご質問だと思います。

とみおかプラスについてですが、とみおかプラスはふるさと富岡を思うあらゆる人々が共同する身近な組織として平成29年1月の設立以来、未来に向けた町づくりを主導する役割を担い、様々な取組を展開していただいているところであります。今年度につきましても移住、定住の促進に関する事業をはじめ、第三次災害復興計画の策定に関する事業、住まいの確保支援事業など、多くの事業を展開していただいているところです。また、議員ご指摘のふるさと納税につきましても、町長答弁のとおり、令和3年8月から町観光協会に対してふるさと納税の受付、発送、返礼品の新規開拓などを委託しているところでございます。議員ご提案のとみおかプラスによるふるさと返礼品の開発につきましても、観光協会に現在委託している事業の検証を行うとともに、現時点でとみおかプラスが担っている業務の中でふるさと返礼品開発につながるものがないかについて、町、観光協会、そしてとみおかプラスの3者での話合いの場を持つなどして、双方の視点から可能性について検討してまいります。また、とみおかプラスからも町内産のお米を活用した特産品の開発についての相談も受けているところであります。これを含めまして3者での協議を重ねてまいります。あわせて、議員からご紹介のあった自治体を含め、先行事例の研究も進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 観光協会という名前がいっぱい出ていますので、私からも一言答弁させていただきたいと思います。

観光協会では、町と契約させていただいて、ふるさと納税の業務に携わっております。その中で、

返礼品にかかわらず、自分たちも何か商品開発できないかという自らの特産品開発という部分も事業展開しております。昨年度においては、地元の農産物関係を使いまして健康食品を開発するなど、新たな道を築いているとの話を受けております。また、オリジナルのとみっぴーグッズ関係も開発し、それを取り上げているという部分がございます。今ほど議員からありましたとおり、商品開発のプロを呼んだり、それを製造する工場まではまだいかなない部分がありますが、そういう考え方を持って進んでいるという部分があります。こちらについては、さらに深掘りしていくという部分がまず必要かということと、自ら開拓していくことも当然大事なのですが、観光協会の会員の方々の商品を世の中に知らしめていくということも一つの手かと思っています。軸になるのは観光協会かもしれませんが、皆さんを巻き込んでというか、仲間に入れながら進めていくことも大事かと思っていますので、議員のご提案あった部分についてもしっかりと伝えさせていただき、進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。観光協会はもちろん現在引き受けていただいているところですが、まちづくり会社だけではなく、観光協会も含めて返礼品の開発、そういったものを力を入れていただいて、今産業振興課長からもお話ありましたが、地元の企業の皆さんからも返礼品になり得るもの、もしくは返礼品のために作っていただいたものなどを返礼品として出していただけると、さらに富岡町のふるさと納税の幅が広がるのかと思います。今回視察させていただいた自治体につきましても、様々なところから返礼品を提供していただいて、様々なサイトをフルに活用してやっている自治体でした。そういったことは、お金をかけずともできるのかなと思っています。ただ、全てのふるさと納税のサイトを使うということは、もしかしたら委託しなければならないところはあるかと思いますが、それ以上の効果が認められるのではないかなと思いますので、1つのサイトではなくて複数のサイトでやっていただく、そして返礼品の数を多くしていただく、もしくは全国の方がどんな返礼品が欲しいのか、そういったのも研究していただき出すと、さらにふるさと納税が増えるのではないかなと思いますので、ぜひこういった観点からも先進地の研究、そういったものをしていただけたらと思っています。まちづくり会社を含む民間企業とこうやって連携することで、収入を増やせる可能性が高くなると、そういうふうにも思っております。しっかりと先進事例を研究していただいて、その自治体に教を請うことで様々な手法が得られると思いますので、財源獲得のためにぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、以前から申し上げますが、富岡町の大きな財源になっています廃炉交付金について伺いたいと思います。毎年9億7,000万円が交付されています。令和12年度から徐々に減額されて、令和22年度には完全に交付されなくなります。公共施設の維持管理にも使われている財源かと思いますが、例えば金額の大きいもので、どの施設にどのぐらいの金額が充当されているかを伺いたいと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ありがとうございます。原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、議員おっしゃる廃炉交付金でございます。こちらにつきましては、福島第二原子力発電所4基の廃炉決定に伴いまして、令和元年8月に電源立地地域対策交付金に代わる措置を緊急要望いたしました。その結果、交付金規則の一部が改正され、交付となったものでございます。議員ご質問の主な用途につきましては、直近の令和4年度、現年度、令和5年度について、大きいものだけご報告させていただきます。令和4年度につきましては、共生型サポート拠点施設運営事業に1億2,000万円充当してございます。同じく令和4年度、さくらモールの屋根改修工事に1億6,000万円、大きなところだとこの2本となっております。今年度におきましては、放課後児童クラブの施設整備事業ということで2億7,000万円、同じく継続で共生型サポート拠点施設の運営整備事業ということに6,000万円、先日全員協議会でもありました学びの森の屋根修繕費用として、今年度は5,000万円を基金積立てさせていただいております。

以上となります。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほどリフレの跡地の話も出ましたが、物価高騰で人件費高騰、燃料費高騰の中で温浴施設が検討されています。この施設にももしかしたら充当されるのかなと、運営にも、建設にも、かかってくるのかなと思います。そんな中で、富岡町が今後どれだけ成長しても、この9億7,000万円を補えるだけの収入を得ることはすごく難しいことだと思います。何か代替となるような方策などあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。廃炉交付金の代替策についてでございますが、現在のところお答えするというのは難しいところでございます。当町は、今議員おっしゃいましたリフレ跡地を含む夜の森を中心といたしました旧復興再生拠点区域の解除が今なされたばかりで、復興がスタートに立ったところであります。今後、小良ヶ浜地区、深谷地区はいまだに帰還困難区域と指定されておりまして、まだまだ復興再生に向けた取組を進めるための財源は必要と町としても認識しております。このため町といたしましては、国に対し第2期復興・創生期間の終了後、令和8年度以降の財源や枠組み、復興を支える制度をしっかりと把握し、確保していただき、早急にそれらを町に対し明示していただくということを最優先で国に対し働きかけを行っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり財源の確保が今後見通しができないというのはすごく心配なことです。その中で、いろんな建物が建っていつてしまう、施設の維持管理費がかか

ってしまうとなると、やはり将来に向けて心配なことなのかなと思っております。9億7,000万円という大きな金額がなくなることが決まっております。ぜひその辺の財源確保につきましては、早急に考えていただかないと、今管理している施設ですら管理ができなくなってしまう、そんなような状況が出てしまいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。富岡町と同じような規模の自治体では考えられないくらい多くの基金が今富岡町で積み立てられていますので、すぐに財政破綻とか、そういったことはないかと思ひますが、廃炉交付金の減額分を普通交付税などで補填してもらえよう、今から近隣の原発立地町と連絡して、富岡町だけでは駄目だと思ひます。連携して、しつこく国に要望していくべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、大事な基金です。しっかりと有効に活用していくことを含め、進めてまいりたいと思ひます。要望につきましては、こちらの基金の代わりとなるものの要望のみならず、先ほども申しましたが、復興・再生期間終了後の支援策も町としてはまず最優先で要望してまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大きな2番、生涯学習環境の充実について再質問させていただきます。私が議員になって初めての一般質問で、社会体育施設等の充実について伺わせていただきました。改めて社会体育施設の設備や器具などの充実について伺わせていただきたいと思ひます。まずは、富岡町復興計画第二次後期にもスポーツ施設活用による交流人口の拡大及びスポーツを通じた健康づくりの推進が掲げられています。総合スポーツセンターの設備や備品を充実させ、付加価値を上げることで利用者の増加を目指すべきと以前伺わせていただきました。第二次復興計画の事業評価や事業の進捗状況、執行状況を見ますと、生涯学習課やさくらスポーツクラブの頑張りによりまして、主にサッカーで使われている多目的広場、野球場、ふれあいドーム、テニスコートは、かなり多くの方々に使われているようです。今年度11月までの利用者は、多目的広場が一番利用者が多く、約5,200人、野球場が2番目に多く、約3,800人、ふれあいドームが約3,500人などとなっていました。令和4年度では全体で約2万7,000人の方々が利用しているということを考えると、総合スポーツセンターのソフト及びハード面で付加価値を上げることで新規の利用者がさらに見込めると考えております。例えば利用者数が2番目に多い野球場においては、ナイター設備がありません。しかしながら、ほぼ土日祝日の昼間しか利用がないのにもかかわらず、多くの方々に利用されています。この施設にナイター設備があれば、さらに多くの方に利用してもらえるポテンシャルがあると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

総合スポーツセンターにつきましては、町長の答弁もありましたが、週末を中心に多くの方に利用されております。特に議員からもご質問ありましたが、多目的広場でのサッカー競技、テニス、野球競技で施設を利用いただいているところがございます。議員よりご提案をいただきました野球場へのナイター設備の設置につきましては、さらに施設利用者を増やすための取組としましては有効であると考えておりますが、ナイター設備には多額の費用を要することから、財源の確保はもとより、設備設置後の稼働状況などを慎重に検討していく必要があると考えております。町といたしましては、引き続き施設利用者の皆様からご意見を頂戴しながら施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。以前にもお示ししましたが、スポーツ財団によります中央競技団体现況調査によりますと、全国の団体競技で登録チーム数が最も多い競技、こちらについては軟式野球となっています。軟式野球は、社会人チームが多くを占めていまして、当たり前ですが、平日は夜間しか練習できません。軟式野球に続いて登録チームが多いスポーツは、バスケットボール、サッカー、バレーボールとなっていますが、これらについては昼夜問わず富岡町でも活動することができます。しかしながら、なぜか全国で登録チーム数が断トツで多い野球については、富岡町では昼夜を問わず活動できないのです。データを基に力を入れていくべきところはどこか判断しながら事業展開するべきではないのかなと思っているところです。ナイター設備の設置が実現すれば、全国から社会人チームや高校の硬式野球、そういったところの合宿などという形で誘致できる大きな材料になるかと思えます。合宿となれば、団体スポーツなので多くの方が訪れ、町内ホテルや飲食店等、経済が回るでしょう。検討する価値があると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ただいまご質問いただきました既存施設の設備を充実させまして、町内での合宿誘致を進めていくということでございますが、町内事業者の活性化にもつながるということで、大変重要な取組であると考えております。町では、町長の答弁にもありましたが、これまで社会教育施設利用者への宿泊費補助金などをPRしながら町内での文化スポーツ団体等の合宿誘致を進めております。これまでの交付実績を見ますと、多い競技については野球、サッカー競技が一番多くなっておりまして、町内での合宿をしていただいているという状況でございます。議員から質問がありました全国の競技者数などのデータに基づいて合宿の誘致をというご質問でございましたが、町としましては今後も既存の町内スポーツ施設を広くPRして、町内での合宿誘致を進めていきたいと考えております。さらには誘致を進めながら交流人口、関係人口の拡大に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり合宿で一番多いサッカー、野球、そういったところに力を入れると、もしかすると増えるのかなと思いますが、ナイター設置だけが全てではないと思いますので、引き続きそういった形で合宿等の総合スポーツセンターを利用していただく人数を増やしていただく、そういった魅力ある事業に展開していただきたいと思います。こちらナイター設置のみならずですけれども、スポーツ環境を整えるためにはやはり財源、そういったものが必要だと私も思っております。国などからの補助金や交付金が得られなければ、今後の町の財政状況を考えても設置は難しいと思っています。そのような中でも、スポーツ振興くじ助成金や学校施設環境改善交付金など、活用可能な交付金なども存在しますので、どうしたら活用できるのかを検証しながら、スポーツ環境をよりよいものにしていただきたいと思っています。ちなみに、地方創生推進交付金は地域再生のための交付金です。富岡町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらにも生涯学習環境の整備がうたわれていることから、交付金の活用はできないのか、可能性を模索することはできるのではないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

議員よりご質問がありましたが、さらに施設の利用者を増加させるため、魅力ある施設整備を進めるためには財源の確保が重要であります。ただいま議員よりありましたスポーツ振興くじ、t o t oの事業だと思っておりますが、こちらの補助金の活用につきましても視野に入れて、スポーツ施設の整備については検討を進めてまいります。また、地方創生推進交付金の活用につきましても、全国の各自治体で活用事例というのがありますので、そういうところをまず勉強させていただいて、町のスポーツ施設を使って、さらにそこにソフト事業を加えて、どのような事業ができるのかというところを勉強させていただいて、引き続き施設の利用者の増加に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。地方創生推進交付金は、地域を再生するためであれば、ソフト事業もハード事業も様々な事業に対応していると思いますので、しっかりと活用している自治体から情報収集や申請の秘訣、そういったものを教えてもらうなどしていただいて、ぜひ体育施設、生涯学習施設、こういったものの充実を図っていただきたいなと思います。

それと、スポーツ振興くじ助成金、こちらにつきまして1つ提案させていただきたいと思いますが、富岡町ではバドミントンに力を入れていました。ある自治体では、スポーツ振興くじ助成金を活用してバドミントンのコートマットを購入しています。このコートマットを利用した練習というのはなかなかできないみたいです。助成金を利用して、コートマットに限ったことではありませんけれども、

周りの自治体の体育施設にはない、そういった備品をそろえることで付加価値を高めることは比較的实现可能なものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。まず、スポーツ振興くじでのバドミントンのコートマット購入ということで今お話をいただきました。こちらにつきましては、バドミントンのコートマットに限らずということですが、来年4月から総合体育館もリニューアルされますので、それぞれの競技の皆様にご意見を聞いて、どのようなものがあればたくさん利用してくれるのかというところを情報収集しながら進めてまいりたいと思います。過去の事例を調べたのですが、震災前にはこのスポーツ振興くじの助成金を使いまして、さくらスポーツで簡易テントなどを整備した事例などもありましたので、補助の内容について再度確認をして、使えるものは使っていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほどありましたけれども、来年度には総合体育館が再開すると思います。さっそくバドミントンで使用したいという声も上がっていると聞きますので、コートマットは一つの付加価値となるのではないかと考えています。常に利用可能な補助金はないのか、どうすれば施設を使ってもらえるのか、先ほど課長にも答弁いただきましたけれども、そういったものを考えていただきまして、事業を進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、ソフト事業の充実について伺いたいと思います。陶芸教室や健康太鼓教室、富岡の海を知る体験ツアーなど、少しずつ生涯学習事業が増えてきたことは喜ばしいことだと思っております。しかしながら、1つ活動が見えないものがあります。それは家庭教育です。以前はフレッシュママクラブという事業がありまして、子供と一緒に体を動かしたり、コミュニティーをつくることができましたが、現在は実施されておられません。中教審でも、家庭教育は全ての教育の出発点であると重要性をうたっています。もともと町民で子育てをしている方はもちろんのこと、移住された方、これから移住を考えている方に対しても、子育ての悩みを共有できる事業があることは心強いものだと考えます。福祉課として子育て支援はされておりますが、生涯学習課としても家庭教育支援としてフレッシュママクラブなどの再開など早期に検討し、実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 生涯学習課では、震災前に実施していましたが、事業を少しずつ再開するというところで取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、現時点において家庭教育に係る事業実施についてはまだできていない状況にあります。生涯学習課としては、家庭教育の重要性については十分認識をしておりまして、課内でも事業再開に向けて議論を進めているところであります。まだ

具体的な事業はできておりませんが、本年度の取組としまして文化交流センター2階にありますキッズルーム、そちらの再開を進めていこうということで、キッズルーム内にあります授乳室や子供が遊ぶおもちゃなどの整備を今進めているところであります。また、震災前に実施をしておりましたフレッシュママクラブということで、こちらについてもそろそろ再開をする時期ではあろうと考えております。こちらについても課内で調整をしながら、同じようなものをやるのか、今の状況に合わせて事業は検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。まだコロナが収束にも至っていないところで、子供たちを遊ばせるとか、そういった事業をするのはなかなか難しいかと思いますが、ぜひ少しずつでも前に進めていただいて、親御さんの心配等を払拭していただければと思います。現在PTAなどもございませんし、保護者同士のネットワークを形成しづらい、そういった状況かと思います。まずは単発でもいいので、富岡小中学校やこども園を通じて子育て世帯が集まる機会を提供し、ネットワークを築けるような事業であれば、来年度早々にでも企画し、実施できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、町としましては家庭教育重要ということで、来年度については何かやっというように検討しております。そういった中で、現在町内で子育てをされている方については、震災後、新たに富岡町においでいただいた方が多いということで、なかなかご父兄同士のコミュニケーションが取れていないというようなこともお話を聞きますので、生涯学習課としては学校、こども園など、また町内の関係機関といろいろとご意見をお伺いして、ぜひ来年度に向けてどのような事業ができるのかを検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。生涯学習課、人と人をつなげる事業を得意としているはずですが、ぜひそういった中で、生涯的に学習をできる、支援をしてもらえる、そういった環境をぜひともつくっていただきたいと思っております。職員に生涯学習のプロもいらっしゃるかと思います。そういった方々の力を利用しながら事業を展開していただきたいと思っております。ありがとうございました。

最後になりますが、改めまして、毎年のように申し上げてきましたが、町政運営に関わる人は富岡町の財政状況を常に意識して事業を進めていかなければならないと思います。福島第二原子力発電所の廃止措置が決定したことで、固定資産税や廃炉交付金の数億円にわたる減額は確定していることで

す。それを踏まえた移住、定住施策や財源を獲得する事業に力を入れていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

2時5分まで休議します。

休 議 （午後 1時53分）

---

再 開 （午後 2時01分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、表の内容の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正趣旨を踏まえ、最近の物価高騰や選挙執行状況を考慮し、選挙の円滑な執行を図るべく、選挙長等の1日当たりの報酬額を改正するとともに、附属機関の名称変更に伴う改正を行うものであります。

それでは、議案第45号別紙資料、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表2ページから3ページを御覧ください。別表中、区分欄の選挙長から選挙立会人及び開票立会人までの報酬額欄の日額をそれぞれ記載の金額に改めるもの

次に、6ページを御覧ください。区分欄の名称、心身障がい児就学指導審議会委員を双葉南地区教育支援審議会委員に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援を行うこととされた令和4年6月の改正児童福祉法及び母子保健法の趣旨に鑑み、本町における福祉課題の複雑化や支援に高い専門性が求められるケースの比率が高くなっているなどの現状と、複数課にまたがる事業関連業務の一本化及び町民目線で分かりやすい組織体制とするため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第46号別紙資料、富岡町課設置条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表7ページを御覧ください。第2条中、(5)、福祉課に、ウ、子育て支援に関する事項を新設するものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は令和6年4月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年5月の改正地方自治法において、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとされ、これらの改正趣旨を踏まえ、適切に対応するよう総務省から通知があったことから、本町の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために必要となる規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第47号別紙資料、会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表8ページから10ページを御覧ください。第2条第1項中、及び期末手当を、期末手当及び勤勉手当に改め、第31条を第33条とし、第24条から第30条までを2条ずつ繰り下げ、第23条第1項前段中、この条の次に、及び次条を加え、同条を第24条とし、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当と題して、給与条例第22条の規定は、以下記載のとおり第25条を新設するとともに、第22条を第23条とし、第14条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次にフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当と題して、給与条例第22条の規定は、以下記載のとおり第14条を新設するものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案とおり可決されました。

次に、議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） それでは、議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方税法及び関連法の一部を改正する政令の公布並びに福島県税特別措置条例の改正に伴い、所要の改正をするものであり、主な改正内容は、課税免除となる対象期間を令和7年3月31日まで延長するとともに、文言の整理を行うものでございます。

それでは、議案第48号別紙資料、富岡町税特別措置条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表11ページから12ページを御覧ください。第2条、定義の改正は、同条第2号条文中、もしくはをまたに、第2条第37号を第2条第36号に改め、または同法第2条第16号に規定する連結申告法人を削るものです。第4条及び第5条は、条文中、令和5年3月31日を令和7年3月31日にそれぞれ改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和5年4月1日からとして遡及適用するものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） それでは、議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律並びに関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険税の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、被保険者が出産する場合の産前産後期間における所得割額及び均等割額を単胎妊娠では4か月、多胎妊娠では6か月分減額し、公費により負担する改正内容となっております。

それでは、議案第49号別紙資料、富岡町国民健康保険税新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表13ページから14ページを御覧ください。国民健康保険税の減額を規定している第23条に、産前産後期間の減額を定める第3項を加え、同項第1号から第6号において、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれの区分ごとに減額する規定を定めるものです。

14ページ下段から15ページを御覧ください。第24条の2の次に、出産被保険者に係る届出を規定した第24条の3を加え、同条第1項から第3項において各種届出の事項を、第4項において母子健康手帳や住民基本台帳などで妊娠、出産等の確認ができる場合、届出を省略できる規定を定めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日を令和6年1月1日からとし、令和5年12月以前については従前のおりとするものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） それでは、議案第50号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和3年5月デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律が公布され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正において、新たに個人番号カードの電子証明書の機能を移動端末設備、スマートフォンへの搭載に関する規定が定められ、令和5年5月11日に施行されたことから、コンビニ交付等の申請方法として条例を改正するものです。

主な改正内容としましては、1つはコンビニ交付等で新たに創設された移動端末設備用電子証明書を搭載したスマートフォンでの申請に対応できるよう改正すること、2つは、役場窓口受付端末機が

改良されたことにより、事務手続の変更による改正となります。

それでは、議案第50号別紙資料、富岡町個人番号カードの利用に関する条例新旧対照表の16ページを御覧ください。条例の名称中、個人番号カードを個人番号カード等に改めるものです。

第1条は、条文中、個人番号カード以下の括弧書きを削り、第2条は第1号及び第2号を繰り下げ、第3号、第4号とし、それぞれの利用端末による操作に関し、語句の訂正を行い、第1号に利用者証明用電子証明書、第2号に個人番号カード等の定義を新設するものです。

17ページを御覧ください。第3条は、条文中、窓口専用端末機を窓口受付端末機に改め、第1号、多機能端末機の次に、を利用した証明書等を自動交付するサービス、ア、イ、エに（富岡町を本籍とするものに限る）をそれぞれ加え、第2号条文中、窓口専用端末機を窓口受付端末機に改めるものです。

第4条は、見出し中、利用手続等を利用資格に改め、第1項条文中の文言を、前条のサービスを利用できるものは、以下、記載の文言に改め、第2項を削るものです。

18ページを御覧ください。利用中止を規定している第5条中、第1項をサービス利用者の所持する個人番号カード等、以下、記載の文言に改め、第2項及び第3項を削るものです。

関係人に対する質問等を規定している第6条は、第4条及び第5条の改正に伴い、条文中の第4条以下の文言及び第5条以下の文言をそれぞれ削るものです。

第7条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項について町長が別に定める規定を新設するものです。

なお、改正附則におきましては、本条例は公布の日から施行することとしているものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） それでは、議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の提出に合わせて、町印鑑条例においても電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子証明書の機能を搭載した移動端末設備を利用することが可能となることから、条例を改正するものです。

改正の主な内容としましては、コンビニ交付等におけるスマートフォン対応及び事務手続の変更が生じるため、対応した改正を行うもので、また総務省通知の印鑑登録証明書事務処理要領に基づき、本人確認及び代理人による手続について、条文等の追加による改正を行うものです。

それでは、議案第51号別紙資料、富岡町印鑑条例新旧対照表19ページから20ページを御覧ください。登録の申請を規定している第4条は、第2項として代理申請の規定を新設するものです。

登録申請の確認を規定している第5条は、本人申請の確認について、口頭質問により補足する規定を新設するものです。

印鑑登録証の交付を規定している第7条は、第1項条文中、登録申請者の次に、またはその代理人に対して直接を加えるものです。

印鑑登録証明書の申請及び交付を規定している第16条は、第1項中、交付を受けようとする場合はの次に、印鑑登録証明書等交付請求書にを加え、第3項条文中の文言を記載の文言に改め、第4項条文中、第1項及び第2号を第1項及び第2項に改めるものです。

第17条は、条文中の、または証明に関する書類の次に、（磁気ディスクの記録を含む）を加えるものです。

なお、改正附則におきましては、本条例は公布の日から施行することとするものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） それでは、議案第52号 動産の取得についてご説明申し上げます。

今回の動産の取得につきましては、子供と保護者とが安心できる教育環境の充実と定住、帰町意欲の向上及び町内居住人口の拡大を図ることを目的として、来年春に開所予定の放課後児童クラブ施設において、子供たちが居心地よく生活するための机や椅子等の施設運営に必要な物品を購入するものでございます。

別紙資料1ページ、議案第52号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書であります。契約名は、放課後児童クラブ什器備品購入です。契約金額は、消費税を含め1,016万4,000円。納入期限は、令和6年3月29日。契約の相手方は、住所、福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森176番地の3、氏名、サトウ事務機器、代表、佐藤耕市であります。

別紙資料2ページには入札状況調書を添付しております。

次に、別紙資料3ページ、議案第52号別紙資料2と別紙資料5ページ、議案第52号別紙資料3を御覧ください。放課後児童クラブ什器備品一覧と児童クラブ施設内での備品設置箇所となります。4ページを御覧ください。今回の購入につきましては、児童クラブ室の机と椅子を80点ずつ、子供教室の机と椅子を30点ずつ、職員用の机や、職員用のロッカーなど、合計で250点となっております。大部分が子供たちが利用する備品となっております。

選定に当たりましては、子供たちの利便性を重視し、机は一人一人のパーソナルスペースを確保することで、子供たちが集中できる環境をつくることや、容易に机を動かすことで多様な活動に柔軟に対応できるものとしております。椅子につきましては、児童クラブ室では小学校1年生から6年生までの体格差を考慮し、高さを調整できるものとしており、子供教室では地域との交流など多様な活動

がしやすく、教室を柔軟に活用できるよう積み重ねでの収納が可能な椅子としております。

また、一覧の項目に図面内番号をAからIまで振っており、5ページの議案第52号別紙資料3にて備品の配置箇所を図面内番号で示しております。

なお、財源につきましては、電源立地地域対策交付金を活用しております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日14日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時42分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明

第 6 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和5年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和5年12月14日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会広報特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案の一括上程

議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）  
議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

追加日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）  
議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
- 2、総務文教常任委員会報告
- 3、産業厚生常任委員会報告
- 4、議会運営委員会報告
- 5、議会広報特別委員会報告
- 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

○出席議員（10名）

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 堀本典明君 | 2番  | 佐藤教宏君  |
| 3番 | 佐藤啓憲君 | 4番  | 渡辺正道君  |
| 5番 | 高野匠美君 | 6番  | 遠藤一善君  |
| 7番 | 安藤正純君 | 8番  | 宇佐神幸一君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 高橋実君   |

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事 兼 議兼 議庶	事務局局長 事務局主任 事務局主任	小林元一 杉本亜季 高橋優斗
----------------------	-------------------------	----------------------

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤 教宏君

3番 佐藤 啓憲君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億3,805万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,066万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入に

ついて申し上げます。第1款町税、第1項町民税563万3,000円の増額は、収入減額により個人町民税の退職分離現年課税分339万8,000円の増、滞納繰越分普通徴収174万1,000円の増、同特別徴収43万4,000円の増、法人町民税滞納繰越分6万円の増によるものです。同款第2項固定資産税1億7,520万1,000円の減額は、福島特措法減免額の決定による1億7,520万3,000円の減、交付額の決定による国有資産等所在市町村交付金及び納付金2,000円の増によるものです。同款第3項軽自動車税3万7,000円の増額は、収入減額により種別割滞納繰越分3万7,000円の増によるものです。これらにより第1款町税1億6,953万1,000円の減額となったものです。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金28万8,000円の増額は、交付額の決定により減収補填特例交付金住宅借入金等分28万8,000円の増によるものです。

第10款地方交付税、第1項地方交付税5億6,318万8,000円の増額は、交付額の決定により普通交付税5億6,318万8,000円の増によるものです。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金9万5,000円の増額は、老人福祉施設入所負担金9万5,000円の増によるものです。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料323万3,000円の増額は、町営住宅使用料過年度分173万3,000円の増、道路占用料78万8,000円の増、移住者向け借り上げ住宅使用料46万3,000円の増などによるものです。同款第2項手数料29万5,000円の増額は、謄抄本交付手数料いわき支所分21万5,000円の増、町税督促手数料8万円の増によるものです。これらにより第13款使用料及び手数料352万8,000円の増となったものです。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金224万9,000円の減額は、保険基盤安定負担金212万4,000円の減などによるものです。同款第2項国庫補助金1億2,378万1,000円の増額は、被災者支援総合交付金1,495万5,000円の減、道路局所管補助金314万7,000円の減となる一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,547万7,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,291万9,000円の増、システム標準化交付金713万3,000円の増となったことなどによるものです。同款第3項国庫委託金5億9,503万1,000円の減額は、町内地域防犯防火対策事業費減に伴う福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金5億9,161万5,000円の減などによるものです。これらにより第14款国庫支出金4億7,349万9,000円の減となったものです。

第15款県支出金、第1項県負担金686万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金680万5,000円の減などによるものです。同款第2項県補助金1,731万5,000円の減額は、避難地域復興拠点推進交付金1,200万円の減、環境放射線モニタリング事業交付金287万1,000円の減、機構集積支援事業補助金171万4,000円の減などによるものです。同款第3項県委託金81万8,000円の増額は、交付額の決定によりうつくしま権限移譲交付金76万3,000円の増などによるものです。これらにより第15款県支出金2,336万5,000円の減となったものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入1,019万5,000円の増額は、再エネ施設出資配当金574万5,000円

の増、土地建物貸付収入416万7,000円の増などによるものです。同款第2項財産売払収入377万9,000円の増額は、土地売払収入358万2,000円の増などによるものです。これらにより第16款財産収入1,397万4,000円の増となったものです。

第17款寄附金、第1項寄附金445万7,000円の増額は、指定寄附金が237万1,000円の減となる一方で、一般寄附金605万円の増、一般災害義援金57万9,000円の増となったことなどによるものです。

4ページを御覧ください。第18款繰入金、第2項基金繰入金4,258万4,000円の減額は、公共用施設整備基金繰入金（廃炉交付金分）が650万円の増となる一方で、充当事業費の減などにより電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金繰入金2,400万円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）1,500万円の減、再エネ復興まちづくり基金繰入金1,008万4,000円の減となったことなどによるものです。

第20款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料36万5,000円の増額は、町税延滞金36万5,000円の増によるものです。同款第4項雑入24億5,658万円の増額は、庁舎等に係る原子力事故損害賠償金24億5,254万8,000円の増などによるものです。同款第5項受託事業収入456万3,000円の増額は、健康診査等受託料456万3,000円の増によるものです。これらにより第20款諸収入24億6,150万8,000円の増となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費10万1,000円の増額は、職員給与費10万1,000円の増によるものです。

第2款総務費29億4,167万3,000円の増額は、第1項総務管理費が基金造成予定額の変更により公共用施設維持基金積立金（廃炉交付金分）が1億円の減となったのに対し、歳入歳出予算調整等により町政振興基金積立金24億5,313万4,000円の増、財政調整基金積立金4億4,645万6,000円の増、公共用施設維持運営基金積立金1億6,000万円の増などにより29億3,505万4,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費が社会保障・税番号制度システム整備委託480万2,000円の増、コンビニ交付システム改修費287万1,000円の増などにより660万3,000円の増、第5項統計調査費は各種統計調査費の整理、調整による1万6,000円の増などにより29億4,167万3,000円の増額補正となったものです。

第3款民生費9,878万5,000円の増額は、第1項社会福祉費が国民健康保険事業特別会計繰出金1,292万6,000円の減となったのに対し、住民税非課税世帯に対する世帯当たり7万円の追加給付を行うための物価高騰対応経済対策給付金事業費1億1,547万7,000円の増などにより1億820万1,000円の増、第2項児童福祉費が児童出産記念手当金175万円の減に対し乳幼児等医療費245万2,000円の増、広域入所負担金150万円の増などにより238万2,000円の増、第3項災害救助費が事務事業の精査等により心の復興補助金600万円の減、帰還移転補助金375万円の減などにより1,179万8,000円の減となったことにより9,878万5,000円の増額補正となったものです。

第4款衛生費1,371万9,000円の減額は、第1項保健衛生費において事務事業の精査等により環境衛生事業費1,000万円の減、環境モニタリング委託料287万1,000円の減となったことなどによるもので

す。

第6款農林水産業費3,813万6,000円の減額は、第1項農業費が事務事業費の精査等により営農再開支援水利施設等保全事業1,500万円の減、農業復興対策事業費1,001万円の減、地域おこし協力隊事業費497万1,000円の減、被災地域農業復興総合支援事業427万6,000円の減などにより3,768万7,000円の減、第2項林業費43万6,000円の減、第3項水産業費においても1万3,000円の減となったことにより3,813万6,000円の減額補正となったものです。

第7款商工費211万3,000円の減額は、第1項商工費において再エネ復興まちづくり基金積立金574万5,000円の増、商業拠点施設整備事業費179万6,000円の増となる一方で、中小企業等支援事業費が954万8,000円の減となったことなどによるものです。

第8款土木費6,302万6,000円の減額は、第2項道路橋梁費が事務事業の精査等により道路維持管理事業費3,413万9,000円の減、照明灯管理事業費1,000万円の減、道路橋梁管理費750万円の減により5,163万9,000円の減、第4項都市計画費が特別会計の歳入歳出調整による公共下水道事業特別会計繰出金1,097万4,000円の減などにより1,099万4,000円の減、第5項住宅費が事務事業費の精査により39万3,000円の減となったことにより6,302万6,000円の減額補正となったものです。

第9款消防費6億1,102万3,000円の減額は、第1項消防費において事務事業の精査等により富岡町防火防犯パトロール事業費6億859万1,000円の減、消防施設維持補修費309万4,000円の減となったことなどによるものです。

6ページを御覧ください。第10款教育費2,276万8,000円の増額は、第1項教育総務費が職員給与費の整理、調整により会計年度任用職員給与費207万2,000円の減、事務事業の精査等により教育委員会事務局諸経費118万5,000円の減などにより322万2,000円の減、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費においても、事務事業の精査等によりそれぞれ12万7,000円、30万5,000円、29万9,000円の減、第5項社会教育費は事務事業の精査等によりアーカイブミュージアム事業費が616万円の減となる一方で、文化交流センターの屋根改修に係る施設管理費6,103万4,000円の増などにより5,526万6,000円の増、第6項保健体育費が学校給食栄養士の業務委託に係る学校給食管理事務諸経費143万9,000円の増となる一方で、事業費確定による体育施設管理費3,006万5,000円の減などにより2,854万5,000円の減となったことにより2,276万8,000円の増額補正となったものです。

第11款災害復旧費274万9,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費が林業施設等災害復旧事業費999万9,000円の増、小規模災害復旧事業補助金44万9,000円の増により1,044万8,000円の増、第2項公共土木施設災害復旧費が事業費調整等により800万円の減などにより769万9,000円の減となったことにより274万9,000円の増額補正となったものです。

次に、第2表、繰越明許費について説明いたします。7ページを御覧ください。翌年度に繰り越して経費を支出するため、第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業、限度額3,700万円以下2件について、記載のとおり繰越明許費を設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為について説明いたします。8ページから10ページを御覧ください。令和6年度の年度開始前に委託契約を締結するためなどにより、事項、庁舎施設管理費（富岡町役場庁舎機械警備委託料）、期間、令和6年度、限度額190万円、以下37件について、記載のとおり債務負担行為を新たに設定するものです。

以上が令和5年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の概要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。51ページ、環境衛生事業費の消耗品費1,000万円の減額なのですが、消耗品で1,000万円の減額ということで、こういった経緯があるのかを教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

環境衛生事業費の1,000万円、消耗品の減額につきましては、除草剤の購入費用として計上していたものでございますが、当初予算の段階で参考見積りを基に計上しておりましたが、実際の購入に当たっては単価が下がったということで、この差額でございます。詳細申し上げますと、当初予算につきましては、粒剤3,500円、それから液剤3,600円という単価の見積りの基で当初予算を計上しておりましたが、実際の購入に当たりましては粒剤が1,990円、液剤につきましては2,388円ということで、ともに1,000円以上の差額が出ております。この単価を基に購入いたしまして、今年度必要な個数を確保した上でも余剰が出るということで、今回1,000万円の減額をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。参考見積り等を取られたときにはもう3,000円以上

だったのが1,000円程度下がったということで、これはどのタイミングで分かったのか。最初もう早い段階で分かっていたかとは思うのですけれども、このタイミングになったのはどうしてか。もしくは、さらに余計に購入する必要はないかと思うのですけれども、在庫については1,000万円減額したところで十分に足りるということによろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

当初は粒剤4,000個、液剤2,000個、合計6,000個の購入を予定しておりました。現段階で粒剤が約4,000個、それから液剤が600個強ということで、5,000個弱が出ております。今年度見込みとしては、6,000個少々の見込みをしておりますが、現在の在庫とこれから購入分を見込んで、この金額があれば足りるということでの減額になっております。

なお、補正がこのタイミングになってしまったということにつきましては、今年度の需要の見込みがどのタイミングで立つかというところで、9月補正ですとその前に判断ができなかったということでございますので、今年度3月までの見込みまでした段階のこのタイミングで補正をさせていただいていることでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 59ページ、道路の維持管理の委託料が4,300万円減で、当然実際の差額で4,300万円出たのだと思うのですけれども、多分何個もある中で4,300万円だと思うのですけれども、内容を教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

町道の維持管理委託料でございますが、当初2億1,400万円ほど計上してございました。実際に委託をいたしまして、1億7,200万円程度となつてございます。こちらですけれども、物価上昇と突発的なものを見込んでいたもので、約20%ぐらい多く見込んでいたということになります。

9月の定例議会でも、歩道なんかについて草が生えているなんていうふうなことがあったものです

から、そちらについてはこちらの委託料からまた随意契約で発注させていただきました。

そのほかでございますが、環境省で除染の施工をしたもの、それと行政区で実施したものがございまして、これほどの大きさになってしまいました。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 歩道とかも追加でやっていただいたということなのですが、実際町内歩いていると決して、まだいろんなところがきちんとできているとは思えないのです。歩道のところも使えるのであれば、もう少し町内循環して、結構いろんな範囲で、夜も含めてウォーキングしたり、散歩したり、夜は散歩というよりは走ることをしたりしている人がいるのですけれども、結構、距離を長く走る人も出てきているので、メインの道路だけに限らず、やはり路側帯のあるところとか、そういうところも含めてきちんと通行の支障にならないところまで丁寧にやってほしいのですけれども、その辺は把握していますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご指摘ありがとうございます。隅々までと言われると、そこまで見れていなかったところございます。今後パトロールにおきましてそこら辺も含めて見させていただき、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひともお願いします。委託料が下がったということであれば、それをやはりどこかに同じような状態で、メインではなかったところにもきちんと予算を消化していただいて、町内の道路環境を維持していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 今後におきましても、そのような形で検討させていただいた上で予算計上させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか、58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。61ページの下富岡町防火防犯パトロール事業について、大幅な減があったので、実際にどうなっているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご質問がありました富岡町防火防犯パトロール事業費の減額でござ

います。こちらにつきましては、大きくは次ページになりますが、委託料の減額によるものでございます。この内容につきましては町内の警備等に係る経費でございますが、入札に係る請け差、それから事業が始まったことによる大きな減額ということになります。内訳としましては、町内警備事業委託につきまして減額が8,822万2,000円、それから町民パトロール業務委託につきまして99万1,000円、それから点・線拠点解除に伴う常駐警備委託につきまして、こちらが5億2,050万円の減額ということになっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ただ、今回も含めて、今解除地域が広がった状況において減という形になると、実際に何か障害があるのか等を心配したのですが、その点では別に増えても減額に差し支えないという形の判断だと思うのですが、繰り返しますけれども、間違いございませんか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） こちら入札に基づいた金額でございますので、こちらが仕様の中で求めている業務につきましては満足をされていると考えておりますので、減額をしたからということで業務の質が下がったものではないと理解をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、今のと同じところなのですけれども、1つの項目で5億円の減という話があったのですけれども、もう少し、5億円って結構大きいので、当初見込んでいたパトロールの状況、それからなぜそこまで減額できたのか。入札で取っているのですから、そのところよりも内容について説明してもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

5億2,050万円の減額につきましては、点・線拠点会場に伴う常駐警備委託の経費でございます。この中身につきましては、当初予算におきましては避難指示解除に伴って撤去されるゲート4か所に対して2名ずつの警備員を配置し、これが1年間ということで365日で積算をしておりました。この積算が5億7,000万円ということで計上しておりました。実際の避難指示解除につきましては11月30日ということで、そこから4か月間、なおかつ警備員の常駐が1名ということで積算をし直しまして、その結果、設計額が大幅に下がりました。なおかつ、入札によつての落札率も低かったということで、差額が5億円出てしまったという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 2名体制から1名になったということなのですが、一日中立っているとか8時間労働とかいろいろなことがあるので、現実には2名いないと実際には回らないと思うのですが、その辺はどういうことで1名ということになったのですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 実際の運用につきましては、監視所が3か所、それから小良ヶ浜浄化センターのところに警備員が1人いる待機所を1つ設けております。監視につきましては1名ということでございますが、この待機所の職員が常に動けるような形でサポートできるということで、なおかつ24時間常駐していますが、ずっといるということではなく、警備会社でシフトを組んでローテーションをするという形になっております。その中で、待機所にいる職員がすぐにサポートに行けるという形で、常駐2名ではなく、1名の常駐、それからサポートという形で回るという設計に変更したところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 2名を1名で365日でも、人件費を考えても5億円は、人件費だけで5億円だったらその人工数がとてつもない人工数になってしまうので、標準の金額から考えても。その辺安全のためというのがありますけれども、労働者を酷使してやっては、やはり注意も散漫になり、いろいろなことが起きてくると思うのですが、不審車両とか変な車両がやっぱり行き来しているか、していないかというのをきちっと見守っていただかないと、泥棒とかそういうことも含めていろんな被害が出てくるので、そういうことも含めてなのなのですが、再度で申し訳ないです。2名から1名に下げた結果として金額が下がったの分かるのですが、なぜ2名体制で計画をしていたものを1名体制に変更する必要があったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時36分）

---

再 開 （午前 9時46分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 63ページのスクールマネジメント委託料、聞き慣れない言葉なのですが、中身、詳細教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

スクールマネジメント委託事業につきましては、双葉郡教育復興ビジョンに携わった専門家の方に富岡小中学校及びこども園に訪問いただきまして、教職員に対するアドバイス等の支援や双葉地区教育復興ビジョンの背景や方針等の理解促進をしていただくものとなっております。今回の減額につきましては、当初年12回の訪問を考えておりましたが、教職員の双葉教育復興ビジョンへの理解も進んでいることから年3回といたしまして減額をしたものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今、課長が言った作業は、例年ずっと毎年行われてきたものか。あと、何か問題があって先生方に対してカウンセリングとか何かそういうふうな調査を行ったのか、問題があったのかなかったのか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） まず、こちらの事業につきましては令和2年度から行っておりまして、平成30年に学校再開をしてから、学校の先生も富岡地区ではなくほかの地域からいらっしゃるということで、富岡での学校運営に対しまして不安があるのではないかとということでこちらで取り組んでいる事業でございまして、先生から非常に不安だとかというようなお話は聞いていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。1点だけ確認だけさせていただきます。

滝川ダムの維持管理事業費なのですが、この間現地視察させていただいたときの県の方の説明では、復興予算があるうちは再生加速化交付金、こちらで100%充当されるということだったので、今回財源内訳では国県支出金が1,000万円ということで計上されていますが、全額充当されるということでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員ご質問のとおり、現在その加速化交付金の申請を福島県で行うという形であります。その申請が通る、通らないという部分がありますので、通常の1,000万円ずつという形で計上をさせていただきました。当然のことながら交付金採択になればそちらという形になりますので、町負担はゼロという形になっていくものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

お聞きしたいのですが、実際に今度解除された地域プラスそれに関連する地域における防火ということで、解除された地域の消火栓並びに消防施設について今どういう状況になっているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 今回解除されました点・線拠点につきましては、まだ水道企業団の工事が完了をしていないという地域でございます。こちらにつきましては消火栓等が使えない部分がございますので、そこについて臨時の防火水槽を集会所等に配置をいたしまして、こちらをもって非常時に備えるということで現在考えておりますが、なお今後水道企業団の工事の進捗に伴って水道が

使える区域が増えてまいります。また、農業水利なども使えるところが増えてくると思っておりますので、そういったところを確認しながら消防水利の確保をしていくという考えをしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

それとともにですが、これから夜の森地区の開発計画も始まってくる状況において、前は消防団、夜の森地区にも待機所、また班があった状況において、これからの計画の中に消防団の待機所または車両の配置というのを考えているのでしょうか。今現在無理だと思うのですが。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 夜の森地区におきましては、今年度の4月に夜の森に消防屯所が1つ開設をしております。現在、新夜ノ森地区にありました消防屯所が解体をされておりますが、こちらは消防団からも要望がありまして、今後復旧をするという考えをしております。これにつきましては、今後詳細を検討いたしまして、また予算等の計上が必要になってまいりますので、その際に改めてご相談をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これ所管なのですが、政策的なことでお聞きします。

委員会でも質問したのですが、鳥獣被害防止、53ページです。駆除隊で大変頭数が減っているために多分苦勞をしているのだと思うのです。そういうことで今回減額なされていますが、次年度はある程度考えていただけるのかどうか。というのは、最初の頃はかなりの頭数が取れたために、1頭2万円ですか、イノシシだと。そういうふうな単価がついていたために、ある程度駆除隊が十何人いても日当くらいにはなっていたのかなと思うのですが、今かなり頭数が減っているということで日当がなかなか取れないという苦勞をしているみたいですので、その辺はぜひ次年度は考えていただけるかどうか。

あと、今議論していましたが富岡町防火防犯パトロール、これ私いつも見ているのですけれども、このパトロール隊かどうかは分からないのですが、深谷の公民館の敷地内を休憩所にして3台、4台止まっているのです。あれ行政区のトイレも置いてありますから、多分行政区の人たちが来たときにトイレに入ろうとしてもびっくりして入れないような状況になっているのかなと。町であその部分を防犯パトロール隊に貸し出しているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 私からは、1点目の鳥獣被害防止関係で説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、年々頭数が減っているというのは事実であります。過去29年以降の話を見せていただければ、令和元年のときが一番ピークでありまして、イノシシ、それから小動物、アライ

グマ等々でございしますが、トータルして町全体では916頭を捕獲することがございました。その後、県内でも豚熱関係が出てきたということもあって、現在、令和5年はまだ途中でありますので、令和4年の話をさせていただければ、イノシシだけでいうと19頭という形で、大幅に激減しております。これは富岡町内に限らず、双葉郡内でも捕獲していることではありますが、近隣自治体でも同じように捕獲頭数が減少しているという部分がございます。一方で、小動物、アライグマ、ハクビシン、タヌキですが、これは一定程度の捕獲数、年間約70匹ぐらい捕獲してくるということがありまして、その補助金とこの捕獲報償金というのがまた別物でありますから、多少なりやっぱり活動に対しては苦勞されているということは、ここ数年起きているということは十分に把握してございます。今般12月の21日であります、その団体の方々とお話をさせていただいて、どのように運営をしていこうかということで協議をさせていただき、次年度の予算に反映できるのであればしっかりと検討を進めていきたいという考えでございますので、その話合いの中で事を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 後段のパト隊らしき車が集会所のところにいるというお話でございました。トイレの利用につきましては、当然活動する中でトイレに行きたくなってしまうことがあると思ひますので、禁止をするものではありませんが、この敷地を休憩所として貸し出しているという事実はございません。生活環境課にそういった情報は入っておりませんでした、パト隊には確認をさせていただきまして、町民の方が利用するに当たって利用しにくくなるようなことは避けなければいけないと思ひておりますので、その点につきましては徹底させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 鳥獣被害防止の報償金とか補助金の問題なのですが、ぜひ駆除隊とかわなをかける人とか今減っている中で、重要な位置を担っているのかなと思ひます。そういう部分でぜひ駆除隊の意向を十分聞き取ってもらって対処していただきたいと思ひます。

あと、深谷の公民館の件ですが、パトロール隊の車には間違いのないのですよ、ステッカー貼ってありますから。普通であれば3台も4台も止まっているということはないと思ひます、そこを集まる場所になっているのかどうか分かりませんが、今この議論を聞いているとやっぱり単面的にも競争が激しくなって下がっている部分もあるのかなと思ひます。そういうことで、自分たちの休憩場所を借りることができないのか、そういう問題にもなってきますので、ぜひその辺は休憩場所はきちっとつくってもらわないと、そういう公民館とかは公共の場ですから、入って悪いというあれはないですけども、仕事でそこを使うというのは無理があるのかなと思ひますので、ぜひ調べてみてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。今月であります、話し合せていただきたいと思います。捕獲頭数が減ったというのは、技術が向上したこともありますし、またこれだけ人が住み始まったということもあったので、ある程度の境界というわけではないですが、すむ場所というのが違って来たかなとは考えております。しかしながら、やはり目の前にイノシシが出るなんていう不安が出ていきますと大変なことになりますので、この捕獲隊の皆様のご協力なしでは進まないと考えております。しっかりと話をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ありがとうございます。議員のご指摘のとおりだと思っております。ですので、確認をいたしまして必要な指示などもしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 先ほどの防犯のパトロールでございますが、町のほかに日中であれば一時帰宅した方を見守る、国で委託しているものもありますので、そちらも加えてきちとこんなところ止まっているのではないよというところを伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前10時01分）

---

再 開 （午前10時12分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題と

いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国庫支出金の交付額決定や繰入金等の額確定などによりまして歳入歳出それぞれ6,099万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を25億1,200万5,000円とするものであります。

87ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金5,054万2,000円の減額は、災害臨時特例補助金及び東日本大震災特定健診国庫補助金の交付額決定によるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金1,292万6,000円の減額は、一般会計繰入金の額確定により、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）765万9,000円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）424万7,000円、未就学児均等割保険料繰入金18万9,000円、財政安定化支援事業繰入金87万8,000円をそれぞれ減額する一方で、産前産後保険料繰入金4万7,000円を増額することによるものであります。

第8款諸収入、第3項雑入247万4,000円の増額は、第三者行為及び資格喪失後受診に係る返還金によるものであり、歳入合計6,099万4,000円の減額補正となるものであります。

88ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第2款保険給付金、第1項療養諸費及び第6項傷病手当金並びに第3款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は、予算額の増減はなく、国庫支出金の財源更正によるものであります。

第4款国民健康保険事業費納付金2,641万8,000円の減額は、第1項医療給付分1,996万1,000円、第2項後期高齢者支援金等分573万6,000円、第3項介護納付金分72万1,000円をそれぞれ減額することによるものであります。

第7款予備費、第1項予備費において、会計内調整のため3,457万6,000円を減額し、歳出合計6,099万4,000円の減額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億1,200万5,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。92ページから99ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗により歳出予算の精査を行い、不要見込額を減額補正するとともに、公営企業会計に係る消費税の額確定に伴い、不要となる公課費の減額補正と国庫補助事業の着実な執行に向けた整備委託費の増額補正を行うものです。このことにより、本特別会計の歳入歳出予算の総額としましては、歳入歳出予算額をそれぞれ672万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,678万8,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。103ページを御覧ください。歳入予算としましては、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、下水道整備事業費の交付決定額に合わせて900万円の増額、第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算の調整により1,097万4,000円の減額。

第6款諸収入、第3項雑入として、工事指定店登録料37万9,000円の増、消費税申告確定による納税還付金831万7,000円の増により869万6,000円の増額補正。

これらによりまして、歳入総額として672万2,000円の増額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。104ページを御覧ください。歳出予算としましては、第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持管理費において、物価高騰等により不足が見込まれ

る医薬材料費60万円の増、消費税の年度内納付額確定により、公共下水道事業消費税を1,213万8,000円の減により、公共下水道維持管理費として1,153万8,000円を減額し、また公共下水道整備事業費においては、下水道施設統合に関わる接続管整備の工法変更により、管渠調査設計委託料を1,800万円増額することなどにより、歳出総額として672万2,000円の増額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の設定についてご説明いたします。105ページを御覧ください。今回、繰越明許費として設定する予算は、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、下水道施設統廃合設計業務であります。繰越明許費として設定する理由としまして、下水道施設統合に関わる接続管設計業務において、各関係機関との協議等により整備方針の変更が生じたことで、その内容から新たに5か月程度の履行期間を確保する必要が生じ、業務の完了期間が年度をまたぐ見込みとなったことによります。また、予算額は今回補正を行います各戸調査委託料の補正額を含めた額であり、3,250万円であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。110ページから117ページまでございませぬか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点だけ確認させてください。

113ページ、公共下水道の設計変更ということで、設計変更に至る関係機関との調整というのがあるのですけれども、具体的にどういうことが起きて設計変更せざるを得なくなったのか説明してください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

農業集落排水事業の上手岡地区と公共下水道の接続に伴いまして、三春跨線橋、通称三橋なんて言われるところでのこととございませぬ。こちらの県道の富岡大越線というところになってございませぬ、道路管理者と協議を進めてございませぬ。橋に添架という形を取って設計を考えていたところなのですが、添架は駄目だと。こちらにつきましては、地震などにより下水道の破損があった場合なんていうふうなことの理由で許可が下りないということで、今度はJRの下を推進で、工法を変えるということで、これに伴う土質調査等を行うものが今回の費用とございませぬ。また、協議というのはそういったことでさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、主に本年度の介護給付事業の精査による給付費の増額及び改定作業中の第9期介護保険事業計画を介護保険システムに反映するための改修費等の増額により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,021万円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億5,718万9,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。121ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料において、本算定による現年度分574万円及び令和4年度滞納繰越の過年度分3万5,000円をそれぞれ増額し、合わせて577万5,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、給付費増により介護給付費負担金で62万円を増額、第2項国庫補助金において、給付費増により調整交付金で151万8,000円、地域支援事業交付金で48万1,000円、災害臨時特例補助金で34万円をそれぞれ増額し、合わせて233万9,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金において、給付費増により介護給付費交付金で83万8,000円、地域支援事業支援交付金で51万円をそれぞれ増額し、合わせて134万8,000円を増額するものです。

第5款県支出金も同様で、給付費増により、第1項県負担金において介護給付費負担金を38万8,000円増額、第2項県補助金において地域支援事業交付金を24万1,000円増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、給付費の増及び介護保険システム改修費、職員給与費の増により、一般会計繰入金で947万3,000円を増額するものです。

第9款諸収入、第1項雑入において、成年後見申立て手数料及び要介護認定事務手数料の増により2万6,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において2,021万円増額し、歳入予算総額を18億5,718万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。122ページを御覧ください。第1款総務費の884万円の増額は、第1項総務管理費において、介護保険システム改修委託料で807万円、職員給与費で62万7,000円、第4項介護認定審査会費において、運営負担金を14万3,000円それぞれ増額したことによるものです。

第2款保険給付費の345万3,000円の増額は、第2項介護予防サービス等諸費において、介護予防サービス給付費で337万2,000円、介護予防サービス計画給付費で8万1,000円をそれぞれ増額したことによるものです。

第3款地域支援事業費の212万1,000円の増額は、第1項介護予防事業費においては介護予防・生活支援サービス事業費を209万9,000円増額し、第2項包括的支援事業費においては包括支援事業で2万円の減額及び任意事業費で4万2,000円を増額したことによるものです。

第4款基金積立金の568万1,000円の増額は、第1項基金積立金において、介護給付費準備基金積立金を増額することによるものです。

第5款諸支出金の11万5,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において、過誤納付金として1万6,000円、国庫支出金等返還金として9万9,000円それぞれ増額したことによるものです。

以上のことから、歳出において2,021万円増額し、歳出予算総額を18億5,718万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。126ページをお開きいただきたいと思います。126、127ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。130、131ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 132、133ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 134、135ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 136、137ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 138、139ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 140ページ、ありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。  
総括で質疑を承ります。ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。  
討論。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。  
これより議案第56号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（高橋 実君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。  
総務課長補佐の朗読を求めます。  
〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕
- 議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。  
健康づくり課長。
- 健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、実績による後期高齢者医療保険料の増額などにより、歳入歳出それぞれ378万5,000円を増額し、歳入歳出の総額を6,189万8,000円とするものであります。

143ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料378万5,000円の増額は、普通徴収保険料及び特別徴収保険料の実績によるものであります。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金456万4,000円の増額及び第5款諸収入、第4項雑入456万4,000円の減額はインボイス制度対応による予算組替えによるものであり、歳入合計378万5,000円の増額補正となるものであります。

144ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費は予算額の増減はなく、繰入金と諸収入の財源更正によるものであります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金において378万5,000円を増額し、歳出合計378万5,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出予算の総額を6,189万8,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。148ページから151ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋 実君） 次に、町長より、緊急を要する事件として、議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外7件の関連議案が追加提出

されてました。

この件につきましては、12月13日に議会運営委員会を開催していただき、同議案を含め関連議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

---

○追加議案の提案理由の説明

○議長（高橋 実君） ここで、追加議案の提案理由を町長より求めます。  
町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件5件の計8件でございます。

本案件に関しましては、国の改正給与法案の可決、成立を待って対応するよう総務省から通知があり、去る11月17日の改正給与法案の可決、成立を待って関係議案及び補正予算の作成を行ったことから、追加で議案を提出するものであります。

詳細については議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

---

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本議案を含め外7件の関連議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外7件の関連議案についてを追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休議します。

休 議 （午前10時46分）

---

再 開 （午前10時57分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）から、議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給料及び期末勤勉手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するとともに給与等の引上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年10月3日の福島県人事委員会勧告において、官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

それでは、議案第58号別紙資料、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、1ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の152.5」を「、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の162.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、2ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の157.5」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和6年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年10月3日の福島県人事委員会勧告において、官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町長等の特別職の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

それでは、議案第59号別紙資料、町長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、3ページを御覧ください。第3条第2項後段中「100分の152.5」を「、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の162.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、4ページを御覧ください。第3条第2項後段中「、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の157.5」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和6年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年10月3日の福島県人事委員会勧告を受け、公民較差に基づく民間給与の支給状況及び支給割合との均衡を図るため、給料月額及び期末勤勉手当の支給割合を改正するものです。

主な改正内容としましては、民間給与との格差0.88%を埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給の給料月額を引き上げるものです。また、民間の支給状況を踏まえ、期末勤勉手当支給月数を0.1月分引き上げ、再任用職員については期末勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げ、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも均等にするものです。

それでは、議案第60号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、5ページを御覧ください。第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の121」を「6月に支給する場合には100分の121、12月に支給する場合には100分の126」に改め、同条第3項中「100分の121」を「6月に支給する場合には100分の121、12月に支給する場合には100分の126」に、「100分の67.5」を「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」に改めるものです。

5ページから6ページを御覧ください。第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改めるものです。

6ページから12ページを御覧ください。別表第1（第3条関係）、行政職給料表を記載のとおり改正するものです。

新旧対照表（第2条関係）、13から14ページを御覧ください。第21条第2項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の121、12月に支給する場合には100分の126」を「100分の123.5」

に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の121、12月に支給する場合には100分の126」を「100分の123.5」に、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改めるものです。

なお、本条例の附則、第1条として施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和6年4月1日からの施行とするものです。また、この条例の第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合及び会計年度任用職員の給与等に関する条例において準用する場合には、令和5年4月1日に遡及して適用するものです。

附則第2条として、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすもので、附則第3条は規則への委任規定となります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号から議案第65号までの審議に入りますが、お諮りいたします。議案第61号から議案第65号議案までの議案については関連がありますので、朗読及び内容の説明については一括で行い、質疑、採決については議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）、議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第

3号)、議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての朗読を総務課長補佐より求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(志賀智秀君) それでは、議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第4号)の内容をご説明申し上げます。

なお、令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきましても、議案第62号から議案第65号として議案を提出いたしております。これらにつきましては本件と同様の予算補正理由でございますので、本件と併せてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは、議案第61号についてご説明いたします。予算書1ページの令和5年度富岡町一般会計補正予算(第4号)を御覧ください。今回の予算補正は、福島県人事委員会勧告を受け行う議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与に関する条例の改正により、それぞれ対応すべき給与費等の補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ2,413万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億3,479万5,000円とするものです。

3ページ、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、歳入について申し上げます。第18款繰入金、第2項基金繰入金2,413万5,000円を増額は、歳入歳出予算の調整により、財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、歳出について申し上げます。4ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費55万円の増額は、議会議員期末手当や事務局職員給与費を補正することによるものです。

第2款総務費1,103万1,000円を増額は、特別職期末手当や職員給与費、また会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項総務管理費において903万5,000円の増、第2項徴税費において90万6,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において88万9,000円の増、第5項統計調査費において20万1,000円の増となっております。

第3款民生費174万8,000円を増額も職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項社会福祉費において85万3,000円の増、第3項災害救助費において89万5,000円の増となっております。

以下、いずれの予算区分におきましても、職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものでありますので、款項の区分、補正額を読み上げることにより説明とさせていただきます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費259万6,000円の増額。第6款農林水産業費、第1項農業費130万3,000円の増額。第7款商工費、第1項商工費67万1,000円の増額。第9款消費費、第1項消防費6,000円の増額。第10款教育費522万4,000円の増額。内訳といたしましては、第1項教育総務費131万9,000円の増、第4項幼稚園費155万7,000円の増、第5項社会教育費234万8,000円の増であります。第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費100万6,000円の増額。これらにより歳入歳出とも2,413万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ173億3,479万5,000円とするものです。

次に、議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書31ページを御覧ください。今回の予算補正においては歳入歳出それぞれ40万6,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ25億1,241万1,000円とするものです。

33ページ、34ページを御覧ください。歳入補正においては、第6款繰入金、第1項他会計繰入金40万6,000円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費40万6,000円を増額するものです。

次に、議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書47ページをお開きください。今回の予算補正においては歳入歳出それぞれ36万6,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ4億5,715万4,000円とするものです。

49ページ、50ページを御覧ください。歳入補正においては、第4款繰入金、第1項繰入金36万6,000円を増額し、歳出補正においては、第1款事業費、第1項下水道事業費36万6,000円を増額するものです。

次に、議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書63ページをお開きください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ171万3,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ18億5,890万2,000円とするものです。

65ページ、66ページを御覧ください。歳入補正においては、第7款繰入金、第1項他会計繰入金171万3,000円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費171万3,000円を増額するものです。

次に、議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。予算書79ページをお開きください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ10万8,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ981万9,000円とするものです。

81ページ、82ページを御覧ください。歳入補正においては、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金10万8,000円を増額し、歳出補正においては、第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費10万8,000円を増額するものです。

議案第61号から議案第65号の説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

初めに、議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。8、9ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。10、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。38ページから45ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。54ページから61ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。70ページから78ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。86ページから91ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後に議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時50分まで休議いたします。

休 議 （午前11時40分）

---

再 開 （午前11時48分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、12月13日に開催していただきました議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第38号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。（1）12月定例会の追加議案について、（2）その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和5年12月13日午後2時48分、場所、富岡町役場第1委

員会室、出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長。

3、審査の結果。(1)12月定例会の追加議案について総務課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2)その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第39号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月14日午前11時41分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第40号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月14日午前11時41分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第41号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月14日午前11時42分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第42号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月14日午前11時44分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第43号、令和5年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月14日午前11時45分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

これをもって令和5年第6回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 零時02分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 教 宏

議 員 佐 藤 啓 憲